

議事日程 (第2号)

平成18年6月12日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第36号議案 平成18年度中間市水道事業会計補正予算 (第1号)
(日程第2 質疑・委員会付託)
- 日程第 3 第37号議案 中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 第38号議案 中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
(日程第3～日程第4 質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第39号議案 中間市生涯学習センター条例の一部を改正する条例
(日程第5 質疑・委員会付託)
- 日程第 6 第40号議案 中間市個人情報保護条例
- 日程第 7 第41号議案 中間市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例
(日程第6～日程第7 質疑・委員会付託)
- 日程第 8 第42号議案 中間市土手ノ内公営住宅新築工事 (建築2期工事) 請負契約について
(日程第8 質疑・討論・採決)
- 日程第 9 第43号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第10 第44号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第11 第45号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少について
(日程第9～日程第11 質疑・討論・採決)
- 日程第12 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (21名)

1 番	中家多恵子君	2 番	山本 慎悟君
3 番	佐々木晴一君	4 番	植本 種實君
5 番	古野 嘉久君	6 番	青木 孝子君
7 番	久好 勝利君	8 番	井上 太一君
9 番	岩崎 三次君	10 番	堀田 英雄君
11 番	井上 久雄君	12 番	湯浅 信弘君
13 番	掛田るみ子君	14 番	香川 実君
15 番	上村 武郎君	16 番	岩崎 悟君
17 番	佐々木正義君	18 番	米満 一彦君
19 番	下川 俊秀君	20 番	片岡 誠二君
21 番	杉原 茂雄君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	松下 俊男君	助役	……………	山崎 義弘君
教育長	……………	船津 春美君	総務部長	……………	柴田 芳夫君
市民経済部長	……………	萩原 一秋君	保健福祉部長	……………	田中 茂徳君
建設部長	……………	行徳 幸弘君	教育部長	……………	左京 邦彦君
上下水道局長	……………	小南 哲雄君	市立病院事務長	……………	貞末 伸作君
消防長	……………	長谷川邦彦君	総務部次長	……………	前原 光博君
秘書課長	……………	田中 久光君	経営企画課長	……………	白尾 啓介君
財政課長	……………	牧野 修二君	総務課長	……………	中野 諭君
契約課長	……………	矢野 卓雄君	こども育成課長	……………	伊東 久文君
介護保険課長	……………	成富 隆俊君	健康増進課長	……………	中尾三千雄君
地域福祉課長	……………	中尾 文夫君	都市整備課長	……………	平池 道人君
学校教育課長	……………	深見 卓矢君	生涯学習課長	……………	津田 正人君
生涯学習センター長	……………				鳥井 政昭君
営業課長	……………	舟越 義光君			

事務局出席職員職氏名

局長	谷川	博君	次長	白子	優一君
補佐	小田	清人君	書記	岡	和訓君
書記	平川	佳子君			

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
佐々木 晴一	<p>行財政集中改革プランについて 本年5月10日発行の「広報なかま」に掲載されていた行財政集中改革プランの立案の経緯と、その実現の見通し及びその案件の一つ一つについて伺います。</p>	市長
青木 孝子	<p>介護保険制度について 施行5年目の介護保険制度の改定が実施されましたが、国が準備不足のまま見切り発車させたため、自治体や事業者で大きな混乱が生じています。今回の介護保険「見直し」では、介護度の軽い人を新段階の「要支援1、2」として「介護給付」とは別枠の「新予防給付」に移しました。 「新予防給付」を受けるための新たな「予防プラン」作成が間に合わないという問題がおきています。本市における実態と対策について、市長の所見を伺います。</p> <p>障害者自立支援法について ①障害者自立支援法の実施に伴い、施設のサービス利用料は、所得に応じて負担する応能負担から、費用の1割の定率負担を求める応益負担が導入されました。これは、障害が重いほど負担が大きくなり、障害者の生存権を否定するものです。利用者の軽減措置について、市長の所見を伺います。 ②自立支援医療は、生命を維持し、人間らしく生きていくために不可欠なものであり、経済的な理由によって、必要な医療が受けられないという事態は、あってはならないことです。自立支援医療の減免措置について、市長の所見を伺います。 ③ガイドヘルパー、手話通訳派遣事業、地域活動支援センターなど、地域生活支援事業の取り組みについて、市長の所見を伺います。</p>	市長
久好 勝利	<p>学力テストについて 政府は2007年度から、小学6年生と中学3年生の全員を対象に、全国学力調査、学力テストを行おうとしています。また福岡県は、本年10月、県下一斉に小学5年生と中学2年生の全員を対象に、学力テストを実施しようとしています。 学力テストは、子ども間、学校間に過度の競争を招いたとして廃止された苦い歴史があります。 学力テスト復活のきっかけは、OECDが行った国際学力比較調査の結果、日本が総合一位のフィンランドから大きく差をつけられたことに慌てた文部科学省が、競争を強化する方針を出したことによるものです。 学力世界一のフィンランドでは、1学級24人など教育条件が整備され、教師は専門家として責任をもって自由に授業を行い、教育の中身も、批判能力や忍耐力の育成、思いやりを育むなど、子どもたちの人格形成、社会に出てからの人生を見据えた教育が重視されています。 格差か平等か、暴力か平和か、多様性の拡大、そんな社会で生きていく子どもを支える学力の中身が、いま大きく問われています。そこで教育長に伺います。 第一に、学力テストによって、学校ごと自治体ごとの点数化、序列化が行われ、競争を煽ることになるのではないのでしょうか。 第二に、学力世界一といわれているフィンランドの教育についてどのように考えておられますか。 第三に、中間市の児童、生徒の学力向上のために、どのような施策がより有効だとお考えでしょうか。</p>	教育長

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
植 本 種 実	<p>介護保険報酬の不正受給問題について 約2年前になりますが、市内NPO法人による不正受給問題が起きています。市当局は、詐欺罪で告訴状を提出したと聞いていますが、その後はどうなりましたか。事件の経過と現状をお尋ねします。</p> <p>合併について 県は、合併新法により合併を推進しています。その中で、旧遠賀郡(中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町)は「合併推進が望まれる地域」とあります。それによると合併新法の期限内(2010年3月)までに、合併推進を働きかけるとあります。これらのことに、市長はどのようなご見解ですか。また、県より具体的働きかけがなっていますか。 また、私は少し時期尚早かもしれませんが、北九州市との合併を再考してもいいのではないかと思います。市長はどのようにお考えですか。ご見解をお尋ねします。</p>	市 長
掛 田 るみ子	<p>協働のまちづくりについて ①ボランティアの育成・支援の現状と今後の取り組みについてお伺いします。 ②感謝の意を表すための表彰状もしくは、感謝状などで顕彰することにより、市民意識の向上が図られると考えますが、ご所見をお伺いします。 ③市民参画のまちづくりの推進に、募金型の「まちづくり自販機」の活用が効果的と考えますが、ご見解をお伺いします。</p> <p>「元気な風がふくまちなかま」の元気な人づくりについて 「朝ごはん条例」の制定により、子どもの基本的な生活習慣の確立と、市民の食生活の見直しを促し、より健康な市民の育成支援を求めるところですが、ご見解をお伺いします。</p>	市 長
中 家 多 恵 子	<p>円滑な市民への情報提供について 「ホームページの充実」等を掲げ「行政情報の迅速、積極的な提供」と行政の透明性の確保を掲げておられるが、現実には他市町に比較して非常に遅れていると見受けられるがどこに問題がおありなのか、どう改善されるのかをお尋ねする。</p> <p>徴収体制の強化について 「中間市行財政集中改革プラン」では「未納保育料徴収の徹底」で「悪質な滞納者に対する強制執行や退所措置の実行により、未納保育料の徴収を図る」とあるが、小さな子どもには罪も責任もない、市長の掲げている「元気な風がふくまちなかま」とは何でしょうをお尋ねする。</p> <p>入札制度の改革について 落札率を下げることの経費削減効果は絶大なものがあります。行財政改革において入札制度改革は大きな柱としてもしかるべき項目ですが、市のすすめている「行財政集中改革プラン」には何ら記されていません。保育料滞納者には、具体的数字で効果目標を出している。入札制度の改革こそ数字等の目標で取り組むべきです。 ①市長は入札制度の改革の必要性をどのように認識しておられるのか。 ②各分野にわたっての過去5年間の入札落札率、金額をお尋ねする。</p>	市 長

議案の委員会付託表

平成18年 6月12日
第3回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第36号議案	平成18年度中間市水道事業会計補正予算 (第1号)	建設水道
第39号議案	中間市生涯学習センター条例の一部を改正する条例	総務文教
第40号議案	中間市個人情報保護条例	総務文教
第41号議案	中間市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例	民生経済

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、21名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。まず、佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

おはようございます。

私は、中間クラブの佐々木晴一でございます。質問通告に基づきまして、先月5月10日に発行されておりますこの「広報なかま」に掲載されておりました中間市行財政集中改革プランについて質問をさせていただきます。

先の3月議会の私の質問に対する答弁の中で、本年度の経常収支比率は、何と100%を超える可能性があるということが明らかになりました。これは、異常なことでございます。民間企業ならば、とうに破たんであり、倒産の憂き目に遭う状況でございます。

なぜこのように経常収支比率が悪化したのか、これは間違えなく、歴代市長がこの積み重なる箱物づくりによって、ここまで至ったと思うのであります。

もともとこの16キロ平米という小さなまちに、至れり尽せりの施設があるわけですが、それだけでなく経常収支比率はあっぷあっぷの状態であります。それに追い打ちをかけるようにして、今回の三位一体改革により、交付金と補助金のカットにより、財政は悲鳴を上げ、経常収支比率は、まさしくパンクしたのであります。

このような財政危機に直面した折、また、北九州市と合併が破談になり、この途方にくれた折、行財政の健全化を公約に、昨年7月、松下氏が市長に就任されて来月ではや1年を経とうとしております。合わせて、北九州市との合併が破談になり、中間市単独行政がスタートして、早くも1年半を経とうとしております。今こそ市長は、市職員全体に対して、また、議員市民全体に対して協力を呼びかけ、この行政改革に対する並々ならぬ決意と覚悟を求めるときでございます。

この松下市長が、今回あえて市長職につかれ、この4年間の舵取りをされる、その使命は、何と言っても一に行政改革、二に行政改革、三、四がなくて五に行政改革、行革に始

まりこの行革をやり遂げ、完結することが松下市長の最大の使命でございます。

あわせて、腐った慣習や、この固定化、習慣化した概念や組織を打ち破り、元気と活気にあふれた効率的でスリムな行政機構に生れ変わるからこそが、この行財政の健全化を公約に掲げてスタートしました松下市政の目指すところではないでしょうか。

それで、今回、この中間市行財政集中改革プランを内部資料にとどめるだけではなく、一般市民に公表配付されたことは、松下市長の大いなる決意のあらわれとして高く評価されるものであります。しかしながら、できなかつた日には、市長失格の烙印を押されることも覚悟をしてもらわなくてはなりません。

そこで、今回この中間市行財政集中改革プランが立案された経緯と、また実現の見通しを松下市長にまずお伺いするとともに、続いて、この行革プラン一つ一つに対して、再質問の中で聞かせていただきたいと思っておりますので、私からの第1回目の質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

佐々木晴一議員の中間市行財政集中改革プランについてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、この改革プランの立案の経緯についてでございますが、本市におきましては、これまで昭和61年度に第一次行政改革大綱、平成8年度に第二次行政改革大綱を策定し、それぞれの時代における社会経済情勢の変化に即応した、行政改革に取り組んでまいりました。しかしながら、近年の社会経済情勢は、少子高齢社会の急速な進展や経済のグローバル化、情報通信技術の進展などにより、これまでに経験したことのない変革の時代を迎えております。

一方で、国が進める三位一体の改革により、地方交付税や国庫補助金などが減額される中で、地方分権が実施の段階に入り、地方自治体は自立した行財政運営が求められております。

本市を取り巻く、こうした厳しい行財政環境を乗り切っていくために、昨年11月に「第三次中間市行政改革大綱」を策定いたしました。この行政改革大綱に掲げた重点項目を集中的に実施していくため、第三次行政改革の推進期間であります平成17年度から平成21年度までの5年間で、取り組んで行く具体的な実施計画を取りまとめたものが、この「中間市行財政集中改革プラン」でありまして、中間市行政改革推進本部において、本年3月に策定いたしましたものであります。

なお、この集中改革プランにつきましては、議会に設置されております「行財政を見直し、抜本的な改革に関する調査推進特別委員会」及び民間委員により構成されます「行政改革推進委員会」にその内容について説明・報告するとともに、市のホームページにも掲載し、市民への周知も図っているものであります。

次に、本プランの実現の見通しについてお尋ねでありますので、お答えいたします。

第三次行政改革がこれまでの行政改革の取り組みと異なるところは、実施項目について具体的数値目標を掲げ、実施時期を明示している点であります。また、それぞれの取り組みの達成状況を市広報やホームページを通して毎年公表することにいたしております。こうした取り組みにより、本プランの実行性を担保するものでございます。

中間市が自立した自治体として、持続性を持った行政運営を行っていくためには、この度の行政改革を断行し、その成果を出していかなければならないわけでありまして、そのために議員の皆様のお力添えと、市民の皆様のご理解をいただきながら、全庁一丸となって取り組んでまいり所存であります。

次に、「広報なかま」に掲載しております集中改革プランの一つ一つの取り組みについてお尋ねでありますので、お答えいたします。

この集中改革プランにつきましては、3月29日付で市のホームページにその全文を掲載しておりますが、「広報なかま」にはプランの概要を掲載しております。

初めに、この集中改革プランの概要として、年度別の目標効果額と取り組み項目別の目標効果額を掲げております。推進期間の5年間で取り組む項目は、全101項目でございまして、その財政上の効果額は、歳入増にかかるものとして4億1,670万円、歳出削減にかかるものとして22億1,430万円、退職手当の平準化にかかるものとして7億3,920万円、合わせまして総額33億7,020万円の財政効果を目指して取り組んでまいりものでございます。

まず、行政内部経費の見直しの主な取り組みといたしまして、職員給与の抑制を図るため、給料表の見直しを行い、平成18年度から新給料表を導入し、給料水準を全体として平均4.8%引き下げを行っております。また、13の指定勤務手当を廃止するとともに、市長、助役、教育長の給料削減を引き続き実施し、市長は10%、助役は7%、教育長は4%の削減を実施いたしております。管理職につきましても、平成15年から実施している管理職手当の削減を引き続き実施しております。さらに、55歳時及び定年退職時の1号給特別昇給を本年度から廃止するとともに、旅費日当についても約50%削減いたしております。

また、職員を対象に勤続年数に応じて実施しておりました永年勤続表彰も、本年度から廃止いたしました。これらの取り組みにより、4億8,480万円の財政効果を見込んでおります。

次に、職員数の削減の取り組みといたしまして、事務事業の見直しや業務の外部委託などを推進し、事務処理の改善・効率化を図ることにより、全会計にわたる平成17年度の職員数527人を、平成22年4月1日に447人とするもので、全職員の15%にあたる80人の削減を目指してまいります。このことによりまして、11億7,620万円の財政効果を見込んでおります。

次に、歳入確保の取り組みといたしまして、徴収対策の強化に取り組んでまいります。具体的には、臨戸訪問の徹底や差し押え等滞納処分強化などにより、徴収率の向上を図ることとし、平成16年度の徴収率81.59%を平成21年度に90%まで上昇させることにより、1億1,890万円の歳入増を見込んでおります。

また、受益者負担の適正化の観点から、保育料の見直しなどによる使用料などの整理合理化を行うとともに、手数料や公の施設の使用料減免制度の見直しを行うことにより、5,470万円の歳入増を見込んでおります。

その他の財源確保の取り組みといたしまして、広報紙やホームページなどへの広告掲載の促進や普通財産貸付料の改定、普通財産売却の促進などの取り組みによりまして、2億4,310万円の歳入増を見込み、徴収体制の強化、使用料及び手数料の見直しと合わせまして、4億1,670万円の歳入増を見込んでおります。

また、補助金や委託金の見直しを行うことにより、1億2,940万円の削減効果を見込むとともに、敬老祝金等の見直しや、扶助費の抑制などの取り組みにより、2億5,300万円の財政効果を見込んでおります。

次に、民間委託の推進の取り組みといたしまして、公の施設の運営について指定管理者制度の導入を本年度から実施いたしております。この指定管理者制度につきましては、今後も導入の検討を進めてまいります。PFIなどの新たな民間活力の導入につきましても調査・研究を進めながら、より効率的な施設運営を図ってまいりたいと思っております。

また、すべての事務事業について民間委託の可否について検討を行うこととし、この民間委託の推進により、2,470万円の財政効果を見込み、補助金等の整理合理化及び扶助費の抑制と合わせまして、4億710万円の財政効果を見込んでおります。

次に、柔軟かつ機動的な組織の構築の取り組みといたしまして、本年1月1日付で今後の本市の行政運営を進めていくためのベースとなる機構の改編を行い、6課1室を廃止し、収納課、こども育成課など5課1室を新設したところでございますが、組織機構につきましては、今後も随時見直しを行い、平成21年度には現行の機構より20%のスリム化を目指し、適宜、より効率的な組織構築のため必要な見直しを行ってまいります。

また、人材育成策といたしまして、職員の能力開発を効果的に推進するために人材育成基本方針を策定するとともに、研修内容の見直しや自己研鑽の支援、あるいは女性職員の育成・支援などの施策を進めてまいります。

また、職員提案制度の導入や勤務評価制度の検討を行い、職員の意識改革と士気の向上を図ってまいりたいと思っております。

また次に、協働の地域づくりの推進にかかる取り組みでございますが、開かれた行政経営を実現するために、行政の透明性確保と政策形成過程への住民参加の促進を図ってまいります。具体的には、ホームページの充実やパブリック・コメント制度の導入により、行政情報の積極的提供と市民の市政への参加促進を図るとともに、附属機関の委員選任を三

つ以下に制限するなど、各行政委員会の委員構成の適正化により、幅広い市民層の市政参画を図ってまいります。

協働のまちづくりの推進体制といたしまして、本年1月1日付で地域福祉課市民協働係を新設し、ボランティア・NPOなどの育成・支援や地域コミュニティの制度研究を行い、分権型社会システムの構築を図ってまいります。

次に、その他の取り組みの項で、地域経済の活性化への取り組みといたしまして、産業振興及び企業誘致に向けて、地産地消事業の推進や企業誘致場所の環境整備などの具体的施策を実施していくことにいたしております。

また、課長補佐職を中心とした管理職ポストの削減、あるいは東部出張所の移転を含めた窓口業務の延長などの検討を進め、事務の効率化と市民サービスの向上を図ってまいります。この取り組みにより、6,690万円の財政効果を見込んでおります。

さらに、成果重視の行政運営を目指し、事務事業全般にわたる見直しを行うことにより、2,320万円の財政効果を見込んでおります。

また、財政状況がよりわかりやすく理解できるように、平成18年度中にバランスシートを作成し公表いたします。

次に、広域化の推進といたしまして、消防行政の広域化に取り組み、平成21年度までに遠賀・中間広域行政事務組合への加入を目指してまいります。消防行政につきましては、国が消防本部の管轄人口を30万人以上とする広域再編を推進するために消防組織法を改正し、平成20年度から平成25年度までを推進期間として、財政支援措置も講じられることとなっております。また、平成23年度には通信設備のデジタル回線化が全国一斉に図られますことから、単独消防では多額の経費がかかることとなります。こうした国の動向も踏まえ、本市の消防行政の広域化を図るものであります。

その他、委託料や需用費の見直しを行い、内部管理費の徹底的な節減を図るとともに、団塊の世代の退職による財政負担を平準化するため、福岡県市町村職員退職手当組合に平成18年度から加入いたしております。こうした取り組みにより、8億8,540万円の当面の財政効果を見込んでおります。

また、公営企業におきましては、経営の総点検を行い更なる経営改善を推進し、公営企業本来の独立採算制による健全化を目指した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上が「中間市行財政集中改革プラン」の概要でございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

答弁ありがとうございます。

今の答弁を聞くにおきまして、私の質問を質問通告書でもう一度ごらんになってくださ

い。私はこの中間市行財政集中改革プランが立案された経緯とまた実現の見通しということを知ったわけであり、何をやりますこれをやりますというのだったら、この資料を見ればわかることであり、市民の方もホームページを見ればわかるわけであり、わからないのは、何でこういうことを言いたいのか、経緯がわからないし、この実現は21年度までにできるのかどうなのか、これはできる、間違えなくできるとか、これは難しいけれども、努力してみるとか落差があると思うんですね。こういうことを私は聞いたのであり、今の答弁は、ちょっと的外れのような気がいたします。

そこで、行財政の健全化を公約に市長に就任された松本市長にとって、中間市行財政集中改革プランは、気持ちの中でどのような位置づけとしてとらえておられますでしょうか。

例えば、国からの指導でしようがなく練り上げたとか、あるいは自分が市長に就任したのは、この政策をやり遂げるためにあったとか、市長の率直な言葉でお答えください。

○議長（井上 太一君）

松本市長。

○市長（松下 俊男君）

私が市長選挙に出たのは、この中間市の財政を立て直したいと。人任せにできないとそういう思いで立ったわけでございまして、当然もろもろの改革案、これはもうやる気十分でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

この中で、とりわけ、市長が重点的にやりたいと思われる項目は何でしょうか。二、三上げてください。

○議長（井上 太一君）

松本市長。

○市長（松下 俊男君）

これはもう小さいことから、これは金額的に大きいからこれが重点的ですよ、これは当然そうのございませうけど、やるべきことはやらないかんという思いの中でこの101項目つくってございまして、当然今まで給料の抑制等々職員の協力をいただきながらやっているわけでございまして、もう済んだやつ、また今からまたどんどんやっついていかならん、状況を見ながらまだまだやっついていかな部分があるわけでございまして、これが一番これが最後という部分、位置づけはございせん。私どもこの項目に掲げている部分、これは実現可能な改革案でございまして、これはやりたいな一生懸命やっついていかならんという位置づけでございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

今、聞いた中で一番やりたいのは、やっぱり経費のかかる人件費のことが一番ととらえてよろしいのでしょうか。

そこで、人件費に絡めまして、再任用職員についての質問をさせていただきます。

今国会で成立した行政改革推進法では、今後5年間に5%以上の職員削減の目標が定められました。そこで、国家公務員は6%に当たる1万9,644人の職員削減を打ち出しています。それに対する中間市は、何と15%に当たる80人の職員削減計画を打ち出されました。これは高く評価されるものであります。

そこで、市長にお聞きいたします。これからの五、六年間、この五、六年間こそ団塊の世代の退職の職員のピークを迎えていきますが、平成18年度からこの行革プランの翌年度に当たる平成22年度までの5年間に124名の職員が定年を迎えますが、22年度までの職員削減計画を見ますと80名減の447名となっています。124名やめて80名削減するということは、44名は新規採用するということでしょうか。

そこで、新規採用職員にかえて、再任用職員を行革プランの間だけは、本庁舎の責任ある仕事につけたら、さらに行革の効率が増すと考えますが、市長はどのように思われますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

再任用制度、これはもう法的にやりなさいというような部分であるのでございますけども、これも議会の方の行政改革特別委員会の中でも少し問題になった部分でございまして、これはまた議会の皆さん方と相談しながら、その再任用制度につきまして、提案をさせていただきたいなとそんなふうに思っております。

私自身の考えといたしましては、私は助役をやめまして2年間遊んでおりまして、そのときは無職無収入でございましたし、60歳になりまして基礎年金十二、三万が入るわけでございます。そういう中で、そんな十二、三万であとはその退職金を食いつぶしていくのか、大変不安な気持ちになったのは事実でございまして、だからそういう意味で、再任用制度につきましては、私自身存続したいなという思いがあります。

しかし、給料等々いろんな問題もありますので、これは今後また議会の皆様と相談させていただきながら、私の思いを伝えていながらやっていきたいなとそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

「広報なかま」に記載されております職員削減計画の中に見る限りにおいては、この職

員削減計画の中には、再任用職員は含まないと書いておりますから、先ほどの質問にありますように、新規採用は、この計算でいくと44名は新規採用するのではないかということですが、新規採用はされるんですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当然新規採用はやっていきます。今年度も、これはまた皆さん方にご相談せないかん部分ありますし、去年で十二、三人、今年度でやはり十何人、合わせて30人近い方がやめていかれますので、それに対しまして、少し補充せんと回っていかんとそんなふうに思っていますので、職員採用は計画的にはやっていきたいなとそんなふうに思っています。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

もう一度返りまして、再任用制度についてお伺いします。

逆に、定年退職者がピークを迎えるからこそ、再任用を希望する職員もこれから激増することが考えられます。先の3月議会で松下市長は、私の質問に対する答弁の中で、改正高年齢者雇用安定法があるから、再任用しなければならないと答えられましたけれども、その道理でいくならば、80人の定員削減はしたものの、124名の職員を再任用してしまえば、人件費の削減費どころか、かえって増えてしまう結果にもなりかねません。

さらに、先ほどの新規採用の職員まで含めると、間違えなく人件費は今以上に増えて、行革など「絵に描いたもち」になり下がってしまいます。松下市長は、この再任用制度をもう一度どのようにお考えか、もう一度聞かせてください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当然こういうふうな厳しい状況でございますし、ピーク時では、ダブった中で70人程度抱えないかん状況になろうかと思っております。そういう中で、私どもも効率性等々の考える中で少し選別もしていいんじゃないかなと、再任用するに当たってはですね、そういうふうな気持ちもありますし、また、70人抱えるから財政的にということになるんでしょうけども、当然退職された方は、一番最高の給料表あたりにいつているわけで、その方が嘱託より少ない金という部分で、当然その給料の差は益として出てくると思っております。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

人件費に絡みまして、3月議会でも問わせていただきましたけれども、喫煙室の件で質問させていただきます。

人件費に関連して、喫煙室の件で質問させていただきますけれども、3月議会で私は喫煙室の問題は人件費の問題だと指摘させていただきました。大島市長時代にあなたの時給はという試みがされましたけれども、時給換算で考えれば、就業中自分の部署を離れ、喫煙室に入ることは大変な浪費だと言わせていただきました。がしかし、市長はたばこ税が2億5,000万円入ってくるから、半分冗談ではあるが、職員にどんどん吸えと言っていると答弁されております。市長は、あの答弁は失言であったと反省しておられますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

それはもう冗談ということで割り切っておきまして、健康上の問題等々も含め、また今言うように、たばこ1本吸うのに四、五分かかるわけで、吸う方と吸わん方の差、これは当然あるわけで、喫煙される方は十分そういうあたりも頭の中に入れて中で、午前中何回少しは我慢してもらって、昼から何回というふうなことで、吸わない方に対して少し配慮はいただきたいなとそんなふうに思っております。

これは、当然健康上の問題で、私もヘビースモーカーで、ちょっと咳なんか出ておりますし、少し控えたいなとそんなふうに思っているところであります。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

それに関連しまして、健康増進法というものについて質問させていただきます。

健康増進法という法律は、市長もご存じかと思えます。第25条で官公庁施設等における受動喫煙の防止がうたわれています。ですから、駅や公共施設、官公庁施設から灰皿が撤去され、分煙化が徹底されつつあるわけでございます。その運動の流れがあるからこそ、市長もハーモニーホールにお勤めのころ、灰皿を待合室から外に出されたのではないかと思われます。

国はなぜこの法律の条文をつくったのか、当然たばこが人体に有害なことが明らかだからこそ、せめて非喫煙者だけでも守るためにつくられたものだと私は思います。

市長が3月議会で答弁されたように、一服吸うことにより、確かに気分転換ができ、仕事の能率が上がるかもしれません。がしかし、その喫煙が原因で職員が退職してから、国保に加入後、肺がんでもなるものなら、高額医療の出費で国保会計を圧迫し、中間市の行財政をさらに厳しくするものならば、これこそまさしく本末転倒であります。市長は、この点どう思われますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

もう言わっしゃるとおりでございまして、余りたばこは吸わない方がええなど。それと、前回、庁議の中でも少し職員の腹が出たり何かしておる方が、これはちょっと注意せと、そんな話をいたしております。

それと、通じるところでございまして、職員の健康管理、これは退職してもそうございましょうが、在職中の問題等々もありまして、在職中に体を壊して、本人も大変でございましょうけどもが、職場、職域の方に迷惑をかけるという部分もあります。そういう面で、職員の健康管理につきましては、十分注意、配慮するよという話はさせていただいております。

私も、腹回り何ぼ以下にせとそんな運動でもしようかなとそんなふうに思っていますけどもが、喫煙につきましても同じ考えでございまして、なるべく吸わん方がよろございます。そういうあたりで、自己管理ていいますか、そういうのはもう徹底させていただきたいなとそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

特別会計、企業会計に対する行革の必要性についての質問をさせていただきます。

特別会計、企業会計に対する一般会計からの繰出金が年々増える一方でありながら、行財政集中改革プランの中には、特別会計、企業会計に対する行革がさほど盛り込まれていません。

今回の行財政集中改革プランの効果額であります33億7,000万円のうち、実に9割に当たる30億5,700万円が一般会計、普通会計からの削減額であります。

特別会計や企業会計からの行革プランは、なぜもっと盛り込めなかったのか、市長の見解をお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

企業会計等々につきましては、今まで随分水道局しっかりやってきていただいております。

それと、病院、保育所等々、定数等々の問題でその法のしぼり等もありまして、その看護婦さん、何人減らそうとかそういうこともできませんし、今、目いっぱいやっているところでございます。

それと、経費等々で節減せないかん部分は、当然やっていかないけませんし、そういう面は、もう通常やっておるところです。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

この行革の効果額を33億円と強調されていますけれども、7億3,920万円は、退職組合に入ったことによる一時的な削減額で、退職者のピークを過ぎた後は、これを上回る出費が考えられますので、ここに掲載し、効果額として合算するのは適切ではなく、市民に誤認を与えてしまうと思うのであります。

さらに、行革の効果額は一般会計、及び特別会計、企業会計を合わせた総事業費約383億に対する削減額でありますから、単純に5年で割って平均年間約6億7,000万円の削減、率にしてわずか1.75%の削減にしかありません。

退職組合の加入による効果額を差し引きますと、1.37%程度にしかありません。

行革の効果額、5年間で33億7,000万円と見ると、一見すごいとつりありますが、率にして見ますとわずか1.7%、厳密言いますと1.3%程度の削減しかありませんので、行財政集中改革プランそのものの自体の再構築も視野に入れ、同時進行の形で行革プランの実施に入られたらいかがでしょうか。行革プランの練り直しができるか否かを含め、市長の見解をお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

退職手当組合の効果ということでちょっとお話ありますけれども、私も先ほどのご答弁の中で、当面というその言葉を使わせていただきました。

私もそういうあたりは十分認識しておりますし、しかし、これは私助役時代にもこれはちゃんと入ったかと、あとその基金等々の目減りで、その市民の方に不安を与えるからというそのお話をしておりましたけれども、これも入っておられません。私市長になりました、それはすぐ入っていただいたわけなんですけれども、そういう中で、これは実質的なその効果、金額的なものは出ないかもしれませんが、現在こういうふうな基金もだんだん減っていく中で、急激な目減りを起こして、市民の方に不安を与えないように、こういうふうな部分で効果額として上げておるところでございます。

それと、行革プラン、これは今一生懸命やっておるところでございます、言われますように、せないかん部分、また新たな改革をせないかん部分が出てまいりましたら、また、そういうあたりも同時進行でやっていかないけませんし、当然組織等々につきましても、そういうふうな状況でございます、少しでもスリム化していきたいなとそんなふう思っております。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

この行財政集中改革プランが、見事目標達成率までいけば、何も問題はないと思いますが、掛け声だけに終わってしまう施策もあると思います。あるいは単独行政は、やはり無理だなと見えてくるときもあると思います。このプランが挫折した場合は、やはり合併しかないとは思いますが、松本市長は、北九州市、あるいは遠賀四町との合併について、将来必要になるかもしれないと思っておられますか。

○議長（井上 太一君）

松本市長。

○市長（松下 俊男君）

財政が破たんするから合併しかない、そんな考えは私は一つも思っておりません。今からこの中間市をどんどんよくして行って、合併を望まれるような、よそから合併してくれんですなど、そういうふうなまちづくりしておるわけでごさいます、合併問題につきましても、そういうふうな位置づけを私は持っておりません。財政が悪くなったから助けてください、そんな考えを私は持っておりませんので、まずそれ一つ。

当然近隣、私どもも北九州市との白紙、遠賀四町もああいうふうな白紙の状況に戻りまして、今そういうふうな合併問題を考えたり何かする時期じゃございませぬ。はっきり言ひまして、時期が少し早いじゃないかとそんなふうに思っておりますし、また、当然今市長会等々では、道州制がこれは盛んに今言われておりまして、そういう中で、道州制、これはもう一遍二編で私自身の考えとすれば基礎的な自治体はやっぱり20万、30万の自治体になって、それからの道州制の話じゃないかと思っておりますんで、先々また合併問題、大きな流れが出てくると思ひます。

そういう中で、そのときは、私ども当然私自身合併を否定するわけでも何でもございませぬが、時期が来れば、また民意を問ひながら、また皆さん方と相談しながらやっていきたいなというふうに思っておりますが、今の段階でこの行革をやっぺいこうと、一生懸命中間市立て直していこうという中で始まったばかりでございませぬ。そういう中で、財政が破たんしたときはどうのこうのという私は考えを持っていませんし、財政が破たんするから合併というそのそういう考えも私は持っておりませぬので、今この改革プランを一生懸命やっていきたいなと。

ただ、合併問題につきましても、時期が来れば、それなりの対応、皆さん方の民意を問ひながら、また皆さん方と相談しながらやっていきたいなとそんなふうに思ひます。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従ひまして、一般質問をいたします。

まず初めに、介護保険制度について質問いたします。

介護保険制度は、重い利用料負担や施設整備の遅れなどのために、必要なサービスを受けられないという矛盾を抱えたまま実施されてまいりました。改定された介護保険法は、こうした問題を改善するどころか、高齢者の介護給付を削減し、介護施設整備を抑制するものになっており、高齢者の不安は募るばかりです。

今回の介護保険の見直しでは、介護予防を重視するシステムにするをいたしまして、これまでの要支援と要介護1の70%から80%に当たる高齢者は、要支援1、要支援2となり、従来の介護サービスを提供する介護給付とは、別枠の新予防給付を受けることになります。

新予防給付を受けるための新たな予防プランの作成は、新設された地域包括支援センターが基本的に行い、これだけでは足りないので、民間の居宅介護支援事業所のケアマネージャーに一部委託できるとされてまいりました。

しかし、1月の介護報酬改定で予防プラン作成の報酬が、これまでの8,500円から4,000円になり、その上、10月からはケアマネージャー1人当たり8件までしかプランをつくってはいけないと変更され、民間事業者がプランづくりから撤退するという事態が生まれています。このような状況のもとで、現在の地域包括支援センターの体制では、予防プラン作成が間に合わないのではないかと危惧されます。本市における実態と対策について、市長の所見をお伺いいたします。

次に、障害者自立支援法について、質問いたします。

政府は、障害者の地域生活と就労を勧め、自立を支援するという事で障害者自立支援法を国会に提出いたしました。ところが、応能負担から定率1割の応益負担を導入することに障害者団体などから、自立支援どころか自立を妨げ、生きる権利を奪ってしまうと強い反対の声が上がり、一度は廃案になりました。

しかし、政府は、昨年10月にこの自立支援法を強行成立させ、今年4月から施行されております。共同作業所全国連絡会が4月3日に発表しました調査結果では、自立支援法の影響で施設の退所を意思を表明している人、また既に退所した人は124人、退所を検討している人は205人で、これは回答のあった施設や事業所の在籍者数の何と2.58%に上ります。

政府は、サービスを低下させないと繰り返し答弁してまいりましたが、低下どころかサービスを受けられない実態が明らかになっています。全国各地で、3月から5月の間に報道されただけでも、親が障害のある子どもの命を奪い、自らも死のうとした親子心中が十数件起きています。

今年3月には、皆さんもご存じのように、福岡市で母親が無理心中を図って、障害者の娘を殺害するという本当に痛ましい事件が起こっています。この事件は、自立支援法の施行を目前に控え、将来の生活の不安や介護疲れなどで追い詰められたことによるものです。

障害者や家族の不安を解消し、障害者の生きる権利を守るために、自治体単独の軽減措置を講ずるべきではありませんか。市長の所見をお伺いいたします。

次に、自立支援医療について伺います。

育成医療や更生医療は、これまで所得に応じた応能負担で、精神通院医療では5%でしたが、自立支援医療ではすべて原則10%の応益負担になります。入院の場合は、これに食費が自己負担になって、さらに重い負担になります。心臓病などで300万円の医療費がかかり、更生医療としてこれまで2,300円の負担で済んでいるケースが約11万円の負担になります。

医療費の負担額が大幅に増えたために、病院の受診を中断したり延期すると症状が悪化してしまいます。障害者にとって自立支援医療は、命を維持し、人間らしく生きていくために不可欠なものであり、経済的な理由によって必要な医療が受けられないという事態はあってはならないことです。自立支援医療の減免措置について、市長の所見をお伺いいたします。

最後に、新たな地域生活支援事業についてお伺いいたします。

ガイドヘルパーや手話通訳派遣事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センターなどの新たな地域生活事業を今年10月から実施することになっておりますが、その進捗状況について、市長の所見をお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

介護保険制度についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、平成17年10月に介護保険法が改正され、地域密着型サービスや地域支援事業の新たな施策が示され、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として、要支援、要介護状態になる前からの包括的な介護予防を担う役割として地域包括支援センターを設置することになっております。

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするために、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から、それぞれの状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、さまざまなサービスを、状態の変化に応じ切れ目なく提供することにより、心身の健康維持、保健、福祉、医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行うことを目的といたしております。

地域包括支援センターの基本的な事業といたしまして、第一に、介護予防事業及び新予防給付に関する介護予防ケアマネジメント事業。

第二に、多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援事業及び権利擁護事業でございます。

第三に、高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的、継続的ケアマネジメント支援事業がございます。

また、職員の体制としまして、管理者、保健師、社会福祉士、介護支援専門員、その他の職員で構成され、相互に連携、協同しながら情報の共有や業務の遂行に当たります。

新予防給付に関するケアマネジメント業務の流れは、利用者申込みの受付、契約の締結、アセスメント、介護予防サービス計画原案の作成、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画書の交付、サービスの提供、モニタリング、評価、給付管理業務、介護報酬の請求など11項目の業務を行います。そのうち、利用者申込みの受付、契約の締結及び、介護報酬の請求に係る事務以外は、その実施を指定居宅介護支援事業所に委託することができます。

議員ご指摘のケアプランの作成が間に合わないという現象は、先ほど申しましたケアプラン作成の委託に関して、厚生労働省の当初の説明では、「指定居宅介護支援事業所への委託ができる」ということだけであったため、多くの保険者では、包括支援センターの役割として、指定居宅介護支援事業所が作成したケアプランの最終チェックと、国保連合会に対する給付管理業務だけを行えばいいという理解のもとで作業を進めてまいりましたが、平成18年1月26日に厚生労働省制度改革本部は、「介護予防支援業務に係る委託は、介護支援専門員1人につき8人を限度とする旨を、基準上明確化する」とこれは突然明らかにしました。そのことから、委託を考えていた多くの保険者は、指定居宅介護支援事業所に委託できる件数は極めて少数となるため、大部分の人のケアプランは包括支援センター自らが作成しなくてはならなくなりました。そのため急遽人材を確保する必要が生じ、確保できなかった保険者は、ケアプランの作成が間に合わないという混乱が生じました。

また、本市のセンター発足当初は、業務遂行に係る様式など、国による明確な方針が示されなかったため、当センターの指定居宅介護支援事業所への対応も明確な指示を示すことが困難な状況でありましたが、センターを発足以来、約2カ月すぎた現在は、当初のケアプラン作成等に関する混乱はおさまっております。

平成18年度における要支援1及び2の認定者数は約750名と予想され、そのうち委託できる人数は300名位と見込まれております。残りの450名は直営でケアプランを作成しなくてはなりません。また、特定高齢者把握事業等の実施につきましては、今後必要に応じまして体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、要支援者に対しましては、既にケアプラン作成業務を進めており、新予防給付に基づき機能回復及び要介護状態にならないように、本年4月より介護予防のプログラムであります運動機能の向上等のサービスを開始しております。

また、要支援・要介護状態に陥らないように、5月末より保健センターで健康診断を受けられた方から順次特定高齢者を把握し、ケアプランを作成した後、8月より介護予防事業に基づくサービスに入る予定にいたしております。特定高齢者数は、約600名を見込

んでおります。

次に、障害者自立支援法の実施に伴う利用者の軽減措置について、市長の所見をお伺いしますとの質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、障害者自立支援法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまでの障害種別ごとで異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みに改めたものであります。

利用者負担は、所得に応じた応能負担から、サービス利用量と所得に着目した負担の仕組みに見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱費等の実費負担も見直され、三障害共通した利用者負担の仕組みとなり、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した、個別減免、社会福祉法人減免、高額障害者サービス費、生活保護への移行防止、補足給付等の軽減策が講じられており、これ以上の軽減措置は法施行がなされたばかりであり、今のところは考えておりません。

また、これまでの障害者に係る公費負担医療、すなわち更生医療、精神通院医療等が、議員ご質問の自立支援医療に変わったわけですが、低所得の世帯の方々だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々、高額治療継続者、いわゆる「重度かつ継続」にも、一月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策が講じられておりますことから、これ以上の軽減措置は考えておりません。

次に、ガイドヘルパー、手話通訳派遣事業等についての質問にお答えいたします。

現在、障害者、障害児の社会参加促進事業としてガイドヘルパー、手話通訳派遣事業等に取り組んでいるところでありますが、障害者自立支援法により、市町村の必須事業として、本年10月より市町村地域生活支援事業に移行するわけですが、

本事業の主なものは、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付、貸与、地域活動支援センター等であり、障害者、障害児の利用意向等を十分に把握し、本市の地域性を十分考慮した上で実施しなければならないと考えております。そのために、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画、すなわち、障害福祉計画を策定するため現在準備を進めているところでございます。

この計画の策定委員会の中で十分議論をし、障害者、障害児のニーズにあった事業を実施してまいりたいと考えているところであります。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

介護保険制度について、再質問いたします。

日本共産党の住民アンケートに、年金がありません、病気や介護のことが心配です。介護保険料を払っているのに、制度が変わったからもうデイサービスを利用できませんと言

われました。ひとり暮らしなどで寂しくなりました。こうした住民の苦情や不安の声がたくさん寄せられています。

住民の皆さんへの周知を図るために、また、ケアプランをつくってもらえず、サービスが利用できない、ケアマネ難民を生まないために、地域包括支援センターの職員体制の充実が緊急課題です。

広報では、3人を6月に応募の掲示がありましたが、これは焼け石に水です。新予防給付のケアプラン作成は3カ月ごとにやらないといけないのです。

地域包括支援センターの運営が軌道に乗るまで、一定期間、3人ではなく、もっと増員すべきではありませんか。端的にお答えください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

うちの方の担当課はそれでやっていけるということで行っていることとっておりますが。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

私のお聞きするところでは、随分職員の方々頑張っておられて、そういうことで市長さんの方には、そうふうに答弁されたかと思いますが、先ほど職員さんの健康管理、とても大事だと言っておられます。もうかなりの疲労が出ておるのではないかと思いますので、ぜひ実態をもう少しお聞きなさせて、増員の検討をお願いいたします。

それと、あわせて、先ほど市長の答弁の中にも、介護包括支援センターの事業の中身、ケアプランだけをつくるのではなく、介護予防、介護要らずのそういうトレーなど、たくさんの業務があります。こうした業務一人ひとりのケアをしていくためには、どうしても手作業ではできません。こういうことで、地域包括支援センターには、コンピュータによる管理システムの導入が必要かと思われませんが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当然、将来的には、効率性の問題でコンピュータ導入が必要だとは思っております。しかし、今、先ほど申しましたように、国の流れが二転三転する部分ありまして、今後またどういふふうなその流れになるか、ちょっと私どもも見ていかないかん部分があります。そういうあたりで、はっきり固まれば、私どもはそういうふうなコンピュータ導入はしたいとそんなふうには思っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

いずれ状況を見て、コンピュータの導入をということではよろしいでしょうか。はい。わかりました。

次に、障害者自立支援法について、お伺いいたします。

身体や知的通所授産施設で働いている障害者は、これまで利用料が無料だったのに、施設の利用料が工賃収入より高くなったために、働く意欲をなくし、施設の利用を断念する障害者が相次いでいます。私は、先日、市内の施設を訪問し、実態をお聞きしてまいりました。その施設では、障害者の利用料は、1万円から2万円も増え、利用料を払えないということで1人が退所しておりました。少しずつ社会生活に慣れ始めていたのに、家でごろごろしているのではないかしら。家族の方も本当に大変だと思います。

このように、退所した家族のことを当局の人はとても心配しております。応益負担は、障害者を社会生活からシャットアウトし、障害者と家族の生活を破壊してしまいます。

市長は、先ほどの答弁では、国の減免措置以外には考えていないと言っておりましたが、今全国で利用者の負担を軽減する自治体が広がっており、5月末現在では、1,820自治体の13.4%に当たる8都道府県と244市町村で実施しています。これは、応益負担による影響の深刻さと国の軽減措置がいかに実態にあっていないことを裏づけていると思います。

本市においても、利用料の軽減措置を講ずるべきだと思いますが、市長の再度のご返事をお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

その件につきましては、先ほど答弁したとおりでございますので。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

それでは、またお伺いいたします。

中間市内にあります障害施設「なのみ園」や「仲間園」で利用している、通所入所別にお伺いしたいのですが、担当の方からではよろしいですが、ご答弁をお願いします。

○議長（井上 太一君）

田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中 茂徳君）

お答えいたします。

ちょっと私の資料は、「仲間園」ということじゃなくて、身体障害者、あるいは知的障害者、通所入所、居宅系のサービスを受けておられる方ということでございますでしょうか。

身体障害者の通所は、現在のところ2名通われております。それから入所されてある方が、中間市内から21名、それから、居宅系サービスを受けられている方、これは36名おられます。

それから、知的障害者の方ですね、通所の方が55名、それから入所されておられる方が50名、居宅系のサービスを受けておられる方が8名、それから精神障害者の方でございますが、居宅系のサービスを受けておられる方が5名、児童でございますが、居宅系のサービスを受けておられる方が78名おられると。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、それをトータルしますと、通所の方で57名、入所されている方が71名ということですね。先ほども私は最初の質問にありましたように、食費が全額自己負担ということで、この方たちは本当に少ない収入で大変な状況だと、全国でも食費への軽減措置もたくさんやっております。

例えば、1回100円、本当に100円補助するだけでしますと、その方たちは59万4,000円、年間ですね、これだけでできます。

例えば、入所の方は3回ですのでそういう計算でしておりますが、それよりもまだもう少しちょっと考えまして、1日1人200円でも、たったの28万1,600円でできるんです。市長、このぐらいのことはできるのではないかと思います、どうでしょうか。検討をしていただけますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

この部分だけを考えればそうかもしれませんが、ほかにもいろいろ影響等ありますので、今のところ、私は先ほど答弁しましたように、減免ちょっと考えておりませんので。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

このことだけで、その食費負担の月の2,000円、3,000円が本当に大変だと、このように切々と訴えてあるんですよね。そういうところをしっかりと汲んで、人に優しい中間市、こういうことを主張されております市長さんです。ぜひそのぐらいの50万、30万

の財政の補助はできるのではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、29年間続いてまいりました小規模作業所、国庫補助金をご存じのように廃止されます。その作業所の移行先として、地域活動支援センターが予定されておりますが、障害者の自立と社会参加に大きな役割を果たしてまいりました小規模作業所が安定して運営が行われるように、補助金が後退しないように、引き続き予算措置を講ずるべきだと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

現在もそういうふうな補助をさせていただいておりますけれども、これは、私ども減らしたりどうのこうのということは考えておりません。現行どおりやりたいと思います。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ということは、これまでどおり補助していくということですね。よろしく願いしておきます。

次に、今、介護保険、それから自立支援法、こうした本当にこれまでにない大改悪がされております。そして、事務処理も本当に大変です。

こうした中で、市民の皆さんも先ほど言いましたよく制度がわからない、どうしてこんなことになったのか、こうした苦情も私のところにもですが、職員の方々たちにもたくさん来ていると思います。こうしたもとの、職員の体制ていうんですかね、それはこれまでとどのようになっておりますでしょうか、お伺いしたいんですが。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、言いますように、法はどんどんこの関係、変わってきております。これは職員も対応していくのは、大変だろうなという思いは私どもしているわけでございますが、しっかり勉強して対応してもらわないけません。部長はじめ、課長さん、今一生懸命勉強しながらも、こんなに変わったらちょっとなかなか頭に入らんというようなことで、苦勞されているのは、私ども十分承知しておりますし、現場サイドにも行きまして、そういうふうな大変さていうのは私どもは十分認識しているところでございますが、そういう面で、少ない人間で効率を出してもらわないけません。大変きついとは思いますが、頑張ってくださいなとそんなふうに思っておるところでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

佐々木晴一議員の中で、職員の問題がかなり出ておりましたけれども、やはり住民にとっては、本当に大切なところは、しっかり職員の体制を増やして対応していただきたいというふうに考えております。

よくもう住民説明会がありましてもわからないと、こうして私のところにもたくさん相談に来ますけれども、やはりそういうお仕事は、市の方がきちんと本来はすべきことだと思いますけれども、市の方もいろんな事務をしながら電話の対応、これではまた待つてある、来られて待つてある方もたくさんいらっしゃいますので、そういうことを考えまして、やはり先ほど言いましたように、高齢者福祉の方では、てんてこ舞いのことをやっていると思いますので、十分な人員配置を考えていただきたいというふうに思っております。市長、どうでしょうか。もう一度お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

事業量、事務量、十分把握しながら人員配置をやっていきたいと。今からどんどん体制がスリム化する中でやらないかんとところはちゃんと対応したいなとそんなふうに思っています。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

しっかり今の答弁を踏まえて、行政改革とやらもやっていただきたいというふうに思っておりますけれども、最後になりますけれども、小泉政権のもとで貧困と社会的格差が大きな問題になっております。もともと格差をなくすためにつくられた自立支援法なのに、応益負担が導入されたために、軽減措置のある市町村とない市町村の格差が広がっております。また、お金がない障害者は、生きていくために必要なサービスを受けることができなくなるということでも格差社会の道をさらに拡大させることとなります。

日本の障害者福祉予算は、国家予算の1%に過ぎません。国際的に見ても、国内総生産に占める障害者福祉費の割合は、日本はドイツの5分の1、スウェーデンの9分の1の水準です。国や自治体には、憲法25条に明記された障害者が人間らしく生きる権利を保障する責任があります。日本共産党は、障害者の人権と命を守るために、障害福祉の充実をさらに求めてまいります。

これをもちまして、時間が余っておりますが、私の質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

質問通告に従いまして、学力テストの問題について質問を行います。

政府は、2007年度から、小学6年生と中学3年生の全員を対象に、全国学力調査、学力テストを行おうとしております。

また、福岡県は、本年10月、県下一斉に小学5年生と中学2年生の全員を対象に学力テストを実施しようとしています。

なお、今年度の実施は、日本全体都道府県で見ますと、岩手県、宮城県、和歌山県、それに福岡県の4県となっています。

学力テストは、子どもと子ども、学校と学校を競い合わせれば、学力の向上につながるとの暴論にたった時代遅れの施策です。学力テストは、かつて1961年から64年にかけて実施され、学校の平均点を上げるため、成績の悪い子どもを欠席させるなどの事態が各地で起きるなど、過度の競争を招いたとして国民の反対が広がり、中止に至った苦い歴史があります。

今回の全国学力テスト復活のきっかけは、2004年の暮れに、OECD、経済協力開発機構が2003年度に行った第2回目の国際学力比較調査が発表され、日本の学力が世界のトップから転落したとマスコミが報道したように、総合点で1位のフィンランドに日本が大きく水をあけられたことに慌てた当時の中山文部科学大臣が、授業時間を増やす競争を強化する。このように述べて学習指導要領の見直しを表明したことによるものです。

そもそも日本が1位になろうという国際学力調査自体が、競争による学力向上を疑問の出発点にしています。OECD発行のパンフレット「人生への準備は万全か」には、OECDが学力調査を始めた経過説明を日本や韓国の学力の成功は、他の重要な面、すなわち生徒の間における創造性、批判的思考、自信と言ったものの犠牲の上になされているのではないかということから始まっているように、日本型の学力は、21世紀には、通用しないだろうとOECDは見ています。

国際学力調査での問題は、これは一つの例ですけれども、1階は表玄関と店舗、その上にマンションが20階あるビルの高さが何メートルかなど暗記した公式の当てはめでは解けないものが少なくありません。この答えは、50メートルから90メートル、この範囲であれば正解ということであります。回答者は、1階はエントランスだから10メートルなど創造しながら解きます。日本の子どもは、このような問題は苦手のようにあります。

競争では到達しづらい学力が、世界で探求されているときに、競争復活というのは、方向違いというしかありません。かつて失敗して中止した学力テスト復活の背景には、今、幅をきかせている勝ち組、負け組に代表される競争万能の新自由主義があります。その旗振り役は財界です。

昨年1月の日本経団連の教育提言には、学校間はもとより、教員間の競争原理を働かせ

れば、21世紀に必要とされる人材育成が可能となろうと述べるなど、競争原理の強化を押し出しています。

ところが、日本で広がる競争主義も、世界から見ると克服の対象になっているのです。学力世界一になったフィンランドは、日本の間違った方向をただす上で、一つの参考材料になるのではないのでしょうか。

特に、次の3点が注目されます。第一は、教育条件です。フィンランドは1クラス小学校で24人以下、中学校は15人以下です。日本の40人学級では一人ひとりの学習のつまづきを見ることは困難過ぎます。

第二は、教師の地位です。フィンランドは、教師は専門家として尊重され、責任を持って自由に授業を行います。日本では、多くの学校でそうした自由が奪われ、授業の魅力が失われています。管理と雑務に追われ、教材研究の時間もない実態は深刻です。

第三は、学力の中身です。日本の場合、高校、大学、就職などの試験に勝ち抜くことでよりよい生活が保障される試験のための学力という面が強くなっていますが、フィンランドの文部大臣が、私たちの教育は福祉国家に欠かせない学習で競争より共同を重視するのも連帯を尊ぶ人間に育てたいからだと述べているように、子どもたちの人格形成、社会に出てからの人生を見据えた教育を重視しています。

格差か平等か、暴力か平和か、多様性の拡大、ネット社会における光と影、そんな社会で生きていく子どもを支える学力の中身が、今大きく問われているときではないのでしょうか。

そこで、教育長に伺います。第一に、学力テストによって、学校ごと自治体ごとの点数化、序列化が行われ、競争を煽ることになるのではないのでしょうか。

第二に、学力世界一と言われるフィンランドの教育について、どのように考えておられるのでしょうか。

第三に、中間市の児童、生徒の学力向上のためには、どのような施策がより有効だとお考えでしょうか。

これもちまして、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

久好議員のご質問にお答えいたします。

第一の学力テストによって、学校ごと自治体ごとの点数化、序列化が行われ、競争を煽ることになるのではないのでしょうかというご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、来年度4月に全国学力調査が実施される予定であります。

このことは、昨年10月26日に出されました中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」の中で次のように示されています。

「各教科の到達目標を明確にし、その確実な習得のための指導を充実していく上で、子どもたちの学習の到達度・理解度を把握し検証することは重要である。客観的なデータを得ることにより、指導方法の改善に向けた手がかりを得ることが可能となり、子どもたちの学習に還元できることとなる。このような観点から、子どもたちの学習到達度についての全国的な調査を実施することが適当である。」

このような趣旨のもと、全国的な学力調査の実施となったわけであります。

また、この答申を受け、昨年11月に「全国的な学力調査の実施方法に関する専門家検討会議」が設置され、その報告が行われました。その中においても、この学力テストが各教員の指導方法の改善や各児童生徒の学習改善につながることを期待されると報告されております。

この学力テストの目的は言うまでもなく、各小中学校の児童生徒の教育課程における学習の定着状況を把握するものであります。学力テストの実施により、小中学校が学習指導の改善・充実を図り、児童生徒の学力向上に役立てるものであります。

中間市教育委員会といたしましても、この点をしっかりとらえ、この学力テストの実施により、各学校が児童生徒の教育課程における学習の定着状況を把握し、学習指導の改善・充実を図る手立てとすることが重要であると考えております。

議員ご質問の「学校ごと自治体ごとの点数化、序列化が行われ、競争を煽ることになるのではないか」については、国としてもそのようなことがないよう考慮がなされておりますし、市教育委員会といたしましても十分考慮していきたいと考えております。

第二の、学力世界一と言われるフィンランドの教育についてどのように考えておられるかのご質問にお答えいたします。

議員もご承知のようにフィンランドが学力世界一と言われたのは、2003年に行われた経済協力開発機構、いわゆるOECDが行った「国際学力比較調査」によるものであります。この調査の結果、日本は読解力が世界8位から14位へ低下し、数学・理科においても低下傾向が見られました。

一方、フィンランドは、数学第2位、読解力や科学は第1位、総合第1位という成績でした。

フィンランドは、日本とほぼ同じ面積を有し、人口約530万人の国です。福岡県の人口とほぼ同じ人口でございます。携帯電話では世界的なシェアを占める「ノキア」の本拠地もあり、情報機器の充実が著しく、IT教育に力を入れているフィンランドとでは、その教育効果の面において一概には比較できませんし、社会的背景やその歴史的・文化的な背景など、日本とは大きく異なっている点もあります。また、社会制度や教育制度においても、日本とは異なっております。

しかしながら、学力の基礎となる読解力の育成等においては、参考になる部分も多々あります。地域上げての読書活動や、学校等における読書の推進など、その有効性について

は学ぶべきものが多くあります。

中間市の小中学校においても、読書活動の推進に努めているところであり、市教育委員会といたしましても、読書ボランティアの充実支援や図書の充実について支援しているところでもあります。

第三の、中間市の児童生徒の学力向上のために、どのような施策がより有効だとお考えかとの質問にお答えいたします。

児童生徒の学力向上を図ることとして、4つの点からご説明いたします。

一つには、「児童生徒の学力実態の把握」があります。学力向上の取り組みで重要なのは、児童生徒の学力の定着状況を正確に把握し、課題を明確にしてその解決を図ることです。そのためにも、各学校が先ほどの学力テストなどを有効に活用することが大切であると考えます。

二つには、「基礎基本の確実な定着を図るための学校の組織的取り組みの推進」があります。一人ひとりの児童生徒の理解の程度やつまずきに応じた効果的・効率的な指導が必要であります。そのためにも、現在行っている少人数授業等における指導方法の工夫・改善を学校が組織としての機能を発揮しながら取り組むことが重要と考えます。

三つには、「教員の実践的指導力の育成」があります。学力の向上には、教員の指導力の向上が不可欠であります。学力の定着に対する確固とした使命感、児童生徒の学習状況や意識を正確にとらえることができる児童生徒理解の力、教科等の指導内容の分析と教材の工夫、学習内容に応じた幅広い指導方法の活用、評価の実施と学習指導への反映など、教員の学習指導に関する専門性を高めることが重要であります。

そのためにも、市教育委員会といたしまして、研究指定委嘱校制度や教科等の充実事業等におきまして、各学校における学力向上のための研修・研究に対し支援を行っております。これらのことを実施する中で、本年4月には、市内各小中学校の学力向上に向けた具体的な方策をまとめた冊子を発刊したところでございます。市内各小中学校がこの冊子を有効活用すること等を通して、教員の実践的指導力を高めるようにしております。

四つには、「学ぶ意欲や学習習慣の育成」があります。学力問題の解決のためには、児童生徒の学ぶことに対する意欲の高揚や学習習慣の育成が重要であります。学ぶ意欲については、教科等における学習内容に関する興味関心や課題意識を高める取り組み等とともに、自分の将来に対する夢や希望を持たせ、その実現に向かって努力することの大切さを実感させることが重要であります。そのためにもさまざまな施策を行っております。学習習慣の育成においては、「家庭学習の手引き」等を作成し、学校と家庭が連携し、児童生徒の学習の習慣化に努めております。

これまで、四つの点からご説明いたしましたが、そのほかにも中間市教育委員会といたしまして、日常の教育課程及び教育課程外でさまざまな施策を実施し、支援しております。

具体的には、中間市教育委員会独自の主な施策として、「いきいき教育特別支援事業」

「中間市教育研究制度」「中間市青少年に贈るコンサート」「中間市生涯学習、学習ボランティア制度」「中間市適応指導教室」「中間市総合的な学習推進事業」「中間市学習サポーター事業」また「読書活動への支援」等がございます。

これらの施策を各小中学校が有効に活用することによって「21世紀を担う児童生徒の育成」を目指すものであり、今後とも、より一層、推進・充実してまいりたいと考えます。

議員のご質問であります「中間市の児童生徒の学力向上における有効な施策」について述べてまいりましたが、本年4月に「学力向上の具体的方策」の第2集を平成13年度の第1集に続き発刊いたしました。この冊子は市内小中学校の学力向上に関する取り組みを具体的に取り上げることにより、市内教職員の実践力向上を目指すものであります。

さらに、本年度より始めました九州女子大学及び九州女子短期大学と提携しての、大学生による小学校への学習支援事業である「学習サポーター事業」があります。この事業により学校の活性化を図りたいと考えております。この「学習サポーター事業」は、市内の各小学校へ近隣の大学より学生を派遣し、子どもたちへの学習支援を行う制度であります。このことにより、児童がよりいきいきとし学習意欲が高まるとともに、教職員及び学校の活性化が図られるものと考えております。

児童生徒の学力向上の施策等について述べてまいりましたが、今後とも児童生徒の学力向上に向け、鋭意取り組む所存であります。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

東京都では、東京都独自に一斉学力テストを行って、テストの結果を詳細に公表しております。テストをして順位をつければ、成績のよい学校と悪い学校、これは必ずできます。成績が悪いとされた学校では、学校と教師、子どもたちに大変なプレッシャーがかかり、テストの前には、テストのための特別な授業まで行われているということでもあります。

また、東京都では、学区制廃止、学校選択制と学力テストがセットで実施されているために、成績上位校と言われる学校に新生が集中し、成績が下位の学校では、新生ゼロの学校もできて、入学式もできないというような状況であります。

学校が統廃合の危機にさらされているというところもこういうことで少なくないということですが、これは田舎の過疎地の話ではなくて、大都会のど真ん中での話ですから事は重大であります。

また、学力テストを実施しておりますイギリスの場合などは、成績の悪い学校は、廃校にするというようなことまでやられているそうです。問題は、テストの目的です。テストによって、子どもたちの理解の到達度を教師が知る、あるいはテストの点数を子どもたちが学習の励みにする、これならテストの意義も見出せるでしょうが、ところが、全国一斉

学力テストを提案した中山前文部科学大臣は、テストの目的を競争原理の導入、競争意識の涵養のため、このように言っています。今でも大変な順位競争の中に置かれている子どもたちに、学校と子どもの成績に全国順位をつけ、さらなる競争と選別の教育を進めようとしておりますが、これは東京都の例を見るまでもなく、学力テストは競争を煽ることを目的にしたものですから、いや応なしに競争に巻き込まれることになるとは思われな

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

まず、数点にわたって、問題、課題があると思いますが、まず、東京都の例で申しますと、東京都はご承知のとおり、公立学校よりも私学を中心とした教育が現状として盛んに行われている地域でございます。

私、中央の審議会に出ておりましたので、当時の中山文部大臣のこの競争原理の話も知っておりますし、それ以後、学力テストに至った経緯も多少知っているつもりでございますが、本来あるべき目的というのは、現在出ているのが目的だろうと思って歯どめをかけるべきだと思っております。

東京都の例は、非常に突出的な、あるいは東京都の例なんですね。私はローカルの代表のようなつもりで出ておりましたが、全国を見渡したときに、やはり地方の集合体が国家であろうというような気もしているわけで、東京都の出身の各委員さん、あるいは東京都在住の大学教授、東京都中心の私学の代表者、こういった中で私は委員をしておりましたが、非常に違和感や違う感想を持ったということがありまして、今の中教審が出している方向は、それを歯どめをかける方向で、今度の全国調査は、かなり綿密な準備をしているというふうにとらえております。検討者会議でも、その歯どめが一番大きな課題になったんじゃないかという気がいたしております。

競争原理による学力の向上ということは、本来的ではないということを私自身、所見としては強く持っておりますので、中間市においてそのようなことのないようにしたいと。

今2点目として、中間市の学力がどういう実態であるかということについても、前からわかっていることではありません。ほとんどテストをやっていない中で、ここ数年学力テストが先ほど議員さんが言われました4県というんですが、岩手、宮城、和歌山、福岡県、4県テストというのがあって、それに福岡県が抽出参加をピックアップしたところで参加したという実績の中で、ある程度の学力が大まかに出ておりますが、各学校にそのことが波及したり、市教委が私がよその市教委や町教委の成績を知る資料はありません。福岡全体、そして中間市だけというような形の資料しかありません。

そういった中で、学力向上プランということで、私は今の中教審が学力を言い出す前、平成13年度に各学校で学力の取り組みの実態で、何をするかを出してくれということで

出していただきました。それが今度2集目として、学力向上プランを出していただきましたが、それはそれは素晴らしい進歩です。読書に対する構えだとか、あるいは子どもの学力を教科ごとにこういうふうにやれば、私たちの学校では上がると思っておりますというような実践記録が数多く出されております。

このことは、市内教師に回すことによって、回覧することによって、各学校の教育のありよう、あるいは他校との比較によってその取り組みの中から、自分たちの学校の実践をいかにしていくかということに教師自身の実践力向上に役立つというふうに考えて、一貫した意味において、学力向上の意味を議員がおっしゃる形にならないよう努力して取り組んでいるという私の意見であります。

以上。

○議長（井上 太一君）

久好勝利議員。

○議員（7番 久好 勝利君）

教育長が最初の答弁の中でも、国は競争を煽るようなことにならないように、十分注意していきたいと言われておりますし、また、福岡県議会における学力テストの問題で、教育委員会の答弁でも、実施に当たっては、安易な序列化や競争意識がいたずらに助長されないよう十分配慮してまいりたいとこのように、その競争激化については懸念を抱いているわけですね。

確かに、教える側として見れば、自分たちの教え子がどの程度全国レベルにあるのかということは、知りたいこともわかりません。しかしながら、今の世界の教育の方向というのは、そういう問題じゃないんですね。フィンランドでやられているのも、そのどれだけ暗記したか理解したか、そして、どれだけいい試験をとって将来の大学、あるいは就職に備えるということではなくて、もっと長いスタンスでこれで人生の準備は万全にできたかというのが、言わば義務教育における一人ひとりの子どもたちに対する教師の言わば責任といたしますか、課題という具合にとらえているんです。

ですから、フィンランドの教師については、もう随分と先ほど質の問題も出ておりましたけれど、もう大学院を出て、もう修士課程を修了して、みんなもう言わば博士です。そういう言わば専門家が自分の授業について責任を持って教えるということですね。

ですから、これは、もう1年半ほど前、朝日新聞にフィンランドの学校の状況などが出ておりましたけど、そのときにも教師が説明している、その傍らで今度はそれを理解している子どもが理解していない子どもところに席を立って、教えに行くというこういうことがその頻繁にやられると言うんですね。それに対して教師は何も言わない。もう教える方も教わる方も、それが喜びとを感じる、結局はもう競争でないからそういう状況もできるわけですね。ですから、そこら辺をですね競争になるということがはっきりもうしているわけですね。

ですから、東京都の例がいい例です。そして、イギリスにしてもアメリカにしてもそういうことがやられて、同じような結果になっている。そしてまた、この学力テストを実施しようとしたときの文部科学省のねらいもそこにある。ですから、これを何とかそういう競争にならないようにと言っても、なかなかこれは難しい問題じゃないかと思う。

特に、今いろんな情報が外部に流れていくという中で、この問題もその危機にさらされるのではないかと思います。ですから、しっかりガードを固めたとしても、それは難しい問題だと思います。

それと、フィンランドの教育について、教育長からも言われましたけれども、フィンランドの場合は、ただ単に学力を上げるというだけではなくて、自分が習得したいろんな知識を社会に還元するというのがかなり強く出ておりますね。ですから、パソコンの基本ソフトで「リナックス」というのがありますけれども、これも大学の学生が考えて、名前はちょっと忘れましたが、これをネットで無料でダウンロードできる。もう何ももうける必要はない。自分は無償で教育を受けた。それは社会に還元するというようなそういう今のライブドアとか、村上ファンドとか、あるいはアメリカのマイクロソフトとは大違いで、そういう人間を育てていくと。これは、日本でも教育基本法には人格の完成ということがうたわれておりますから、そういう面からしても、何も特別なことではなくて、フィンランドの教育は、もともとが日本から学んだところが多いですね。特に教育基本法の中身を十分吟味をして、それに基づいていろいろとフィンランド流に練り上げていったというようなことらしいんですね。

それと次に、幾つかのことで伺いますが、3点ほど伺います。それで、知識を詰め込む教育、これと自ら学ぶ力をつける教育、これどちらの方を教育長はいいと感じられておられますか。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

従来、基礎基本と言いながら、教科等の学力というのが非常に低下したという経緯はございますが、やはり今の協議会の目指す改革の方向は、どちらかじゃないんですね。どちらもなんですね。知識、技能を武器としながらも、生きる力、確かな学力というのは、社会に還元するフィンランドの教育の言葉は多少違いますが、理念はこれはOECDでも理念を出しているところと、ほとんど日本の確かな学力、生きる力のこの理念はほとんど差がないわけで、そこは一致させなきゃいけないと。でまた、生きていく上の力は、基本的な知識がないところでは、また、成り立たないわけですね。そのことを最近叫ばれ出したんです。

以前、知識、技能を中心としたものを受験戦争で煽った経緯の反省と伺いますか、そういうので知識、技能はおろそかにされた経緯もあるわけです。

今回、協議会で目指しているのは、どちらもなんですね。それは理念として、フィンランド、あるいはOECDが目指しております教育理念とほとんど差はないと私は思っております。

また、先ほどOECDが日本の教育を悪く評価された例を持ち出されましたが、私自身、中教審でそのOECDの事務局長シュライヒャーというドイツ人の総括者が、日本の教育のよさも随分そこで言われました。その多様性、日本の多様性ということも取り上げられ、中身についても相当な意味の評価もされました。理念についてもそういった評価をされております。

OECDというのは、もともと経済開発機構ですから、教育の問題を取り扱う機関ではないわけです。国際機関で言うとIEAというのがあるんですね。教科を中心とテストをする。ところが、OECDが今度実施したものは、そんな教科には範疇に入らないんです。読解力リテラシー、数学リテラシー、化学リテラシーというこういう3領域、または4領域、2000年と2003年と違ってありますが、そのリテラシーを問題にしているわけです。リテラシーというのは、能力と考えていいんだろうと思う。日本で言う9教科の、あるいは5教科の学力のことをとらえ方が違っているわけです。そこで、評価して、日本人は最も弱い考える力、学ぶ意欲というところが低位にあるということで今問題になったというのが協議会の方向です。

○議長（井上 太一君）

久好勝利議員。

○議員（7番 久好 勝利君）

時間があれば、もっと教育長といろいろと議論をしたいんですが、何しろ限られた時間ですから、できるだけ短く答弁していただけたら助かります。

それで次に、全国一律の今度は学力テストをやられるわけですから、一律ということになってくると、当然、全国一律の教育をしていなければ、その点数を上げることはできません。

それと、こういう全国的な教育は、教育としてしながらも、地方の特色を生かした教育も必要じゃないかと思いますが、教育長としてはどちらを考えられますか。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

先ほどから出ておりますように、世界に生きる、あるいは21世紀に生きる子どもたちを目指すということでどちらも必要だと思っておりますし、確かな学力、生きる力に通じる、やはり広い視野の人間づくりが必要だと思っております。

○議長（井上 太一君）

久好勝利議員。

○議員（7番 久好 勝利君）

ということは、全国的な教育の中で、地方の特色も生かしたものにしていこうと理解していいですね。はい。

次に、子どもの学力評価、このことについて、日常の教育活動の中で、次の授業の中に生きていくような形にするということ。できるできないという具合に、こう単純に分けないで、そういうこのやはり次の授業に生きていく授業にこうやっぱり学力つけていくということで考えていいでしょうかね。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

私が一番問題にしているのは、中間市の教育の実態の中で、そのことが一番弱いわけです。それは、評価の仕方というのは幾らでもありますから、ちょっと難しくなるので言いませんが、形成的評価と言ってその時間わかったことは、最後の5分だけでもいいからわかったかどうかを調べるような簡単なテストを積み上げていくとか、単元ごとにテストをする。ところが、どうも中間の現状としては、小学校にはそれが薄いと。わかったかわからんままずっと余りテストをしないという現状が長年続いていて、ところが、中学校は高校入試があるので、かなりその点が評価ということが入ってる、おっしゃるように、次に生きる、それが形成的評価というんですけれども、わかったかわからないか、さっと一二問小さな紙でわかったかどうか確かめるとか、細かなやっぱり指導法が要求されるということで、それは教職員の研修にかかっているわけです。

以上です。

○議長（井上 太一君）

久好勝利議員。

○議員（7番 久好 勝利君）

実は、今、いろいろ私がお聞きした内容は、愛知県犬山市で議論された問題なんです。もうご存じかと思いますが、愛知県犬山市の教育委員会は、学力テストに参加しないということを決めております。その不参加の理由として、1、知識偏重でなく自ら学ぶ力を人格形成の中核に置いた教育を目標にしており、それは学力テストで測定できるものではない。2、全国一律の調査は、地方がそれぞれの特色ある教育を進めることを阻害する。3、子どもの学力評価は、日常の教育活動の中で次の授業に生きるような形で行うべきで、できたできないだけで評価するべきではないとこのように犬山市は考えて、学力テストへの参加をしないという方針を決めております。

また、文部科学省の教育課程課は、こちらとしては、参加してほしいとお願いするが、最終的には各自治体が判断をすることになる。かつての学力テスト裁判の最高裁判決でそういう法解釈が示されており、今回もそれに従うことになると言っています。学力テスト

に参加しない方向で検討してはどうか。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

今の状況では、そのようには考えておりません。犬山市というのは、非常に特区的なところがあって、我々の教育状況とは随分違う背景で実践を積み上げておりますので、今急にそれは中間市でぽっとやめるというふうな状況にはないと思っています。

○議長（井上 太一君）

久好勝利議員。

○議員（7番 久好 勝利君）

全国一斉の学力テストによって、競争を煽り、習熟度指導によって差別と選別の教育を行う、これは財界が従来から執拗に求めてきた学校教育における人づくり、1%のエリートと残り99%のエリートに従順に従う人づくりであって、教育基本法で定めている人格の完成を否定するものであります。

子どもたちの学校教育に責任を持つ中間市教育委員会の良識ある対応を求めて、質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

私は、中間クラブの植本種實でございます。通告により、一般質問をいたします。

第一は、介護保険報酬の不正受給問題についてでございます。この問題は約2年前に起きていますが、市当局から今まで何の説明もありませんので、あえて質問いたします。

市内のNPO法人が、約1億4,000万円の介護保険報酬を不正に受給したという問題ですが、市当局は、詐欺罪で警察に告訴状を出したと聞いています。その後の事件の経過と現状をお尋ねいたします。

私は、この問題をうやむやにして、誰にも責任なしとするのは、市民感情としては許しがたいものがあり、また、ごく一部の人間による不正は、まじめに一生懸命働いておられるヘルパーさんやケアマネージャーさんに大きな迷惑をかけると思います。

また同時に、多額の保険料の不正受給をこのままにしていると、介護保険制度への信頼を失い、行政への不信感を増します。不正のやり得を許さず、介護保険への信頼を増し、市民の誰もが納得できるようにすべきと思いますが、市長さんはどのようなご見解をお尋ねいたします。

それから、先ほど佐々木議員の質問と重なる部分がありますが、合併について質問いたします。

今この時期、合併について論じるのは早過ぎると思いますが、新聞などに記事が載り、市民の関心も高いので見解をお尋ねします。

県は、合併新法により、県内の市町村の合併を進めています。その中には、旧遠賀郡の中間市、水巻町、芦屋町、遠賀町、岡垣町の一市四町を合併推進が望ましい地域としています。そして、2010年3月までには、合併させたいという計画があるようです。このことにつき、市長はどのようなご見解ですか。また、県から具体的な働きかけがありますか。

少し時期尚早かもしれませんが、北九州市との合併を再考してもいいのではないかと思います。どのようなお考えですか。ご見解をお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

介護保険報酬の不正受給問題についてのご質問にお答えをいたします。

NPO法人青葉園の介護報酬の不正受給が平成16年2月に発覚しました。被害者という立場で北九州市・直方市・飯塚市・宗像市・広域連合・中間市の6保険者で協議を重ね、青葉園の代表者に同年2月25日不正額総計1億4,000万円を返還請求いたしました。誠意ある回答が得られないために、同年5月2日に福岡県警に詐欺罪で告訴いたしました。県警は告訴状の受理を留保したことは既に議会でご答弁申し上げた通りであります。

その後、同年10月、6保険者で協議した結果、早急に県警に動いてもらい事件の全容を解明してもらうことが最優先という結論に達したため、詐欺罪として保険者のほうで確実に立証できる部分を精査し、同年12月、6保険者を代表して北九州市と直方市が改めて告発を行うと同時に、国保連合会は被害届を提出いたしました。県警は正式にこれを受理し、捜査の結果、本年1月には元従業員が詐欺罪で逮捕され、4月5日当時の代表者は、嫌疑不十分で不起訴処分となりました。その後、5月16日に地裁小倉支部であった判決公判で、逮捕された元従業員は懲役1年6カ月の実刑判決が言い渡され、法人の運営についても極めてずさんであったと指摘されております。

本件につきましては、刑事事件としては決着いたしました。今後、本市といたしましては、損害賠償も視野に入れ、6保険者で十分協議を重ね、対応を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、合併についてのご質問にお答えいたします。

市町村の合併につきましては、平成17年3月31日に失効いたしました「市町村の合併の特例に関する法律」、いわゆる旧合併特例法により全国的に推進され、平成11年4月1日に3,229あった市町村が、本年の4月1日には1,820市町村にまで減少し、実に4割強の市町村が合併により減少したわけであり、平成の大合併と言われるゆえんであります。福岡県におきましても97あった市町村が69にまで減少いたしております。

本市におきましては、北九州市との合併協議を進めてまいりましたが、最終的に合併は白紙に戻り、単独による行政運営を選択した経緯につきましては、議員ご承知のとおりであります。

先ほど申しましたように、市町村の合併につきましては、一定の成果が得られたものの、国においては、市町村が地方分権や少子高齢社会等に対応し、より効果的で効率的な行政運営を実現していくため、引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進する必要があるとして、平成17年4月1日に「市町村の合併の特例等に関する法律」、いわゆる合併新法が、5年間の限時法として施行されたところでございます。

この新法では、総務大臣が定める市町村合併の基本指針に基づき、都道府県は市町村合併の推進に関する構想を策定することになっており、福岡県におきましても本年4月に「福岡県市町村合併推進構想」が策定され、同月25日付で各市町村に通知がなされたものであります。

その構想の中に、議員ご指摘の「合併推進が望まれる地域」や、合併を推進する必要があると認められる市町村として、合併協議会設置勧告などが活用される「構想対象市町村の組合せ」等が定めてあり、本市と遠賀四町は「合併推進が望まれる地域」とされております。

県の構想によりますと、「合併推進が望まれる地域」は、平成12年度の合併パターン等をベースにした地域で、人口3万人未満の市町村の合併を進めていくというものであり、中間・遠賀地域は、この要件に該当する町を含んでいるために、「合併推進が望まれる地域」とされているものであります。

ただ、遠賀四町におきましても本市と同様に合併協議が不調となり、現在、自立したまちづくりを目指して行財政改革に取り組んでいる最中でありまして、今現在、合併について協議を行える状況ではないと考えております。

もちろん、市民サービスの向上、行政運営の一層の効率化といった観点から、広域行政はこれからも進めていかなければなりません。本市におきましても、今国会での消防組織

法の改正を受け、消防力の更なる充実・強化を図るために、消防行政の広域化、具体的には、本市消防本部の遠賀・中間広域行政事務組合への加入に向けた取り組みを、現在進めているところであります。

なお、先般開催されました市町村助役会議におきまして、福岡県の市町村合併推進構想の説明がありましたが、本市と遠賀四町が「合併推進が望まれる地域」とされたことにつきまして、県から具体的な働きかけは、今のところあっておりません。

次に、北九州市との合併を再考してもいいのではないかとのご質問にお答えいたします。

先程も申しましたように、本市では北九州市との合併について協議を行うため、平成15年に「北九州市・中間市合併協議会」を設置いたしました。その後、1年に及ぶ協議を重ねてまいりましたが、平成16年12月、北九州市との合併は白紙に戻ったわけであります。

その間、北九州市との合併の是非を問う住民投票の実施や合併中止を求める請願の提出など、市を二分するような動きもございましたが、最終的に単独行政による自立の道を選択したわけであります。

中間市を二分する大論争を喚起した合併問題が一応の終息を見て、現在は自立可能な行政運営を確立するために、懸命に行財政改革に取り組んでいる最中であります。もちろん、私自身、合併を否定するものではありません。

しかしながら、今、直ちに合併について協議・検討を行うよりも、まずは自立できる行財政基盤を確立するために行財政改革を断行し、先の3月議会で議決をいただきました「第四次総合計画」に基づくまちづくりに、議員各位のお力添えをいただきながら、行政と市民が一体となって取り組んでいくことが、今の中間市には必要なことであると、考えているところであります。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

この介護保険の不正について再度質問いたします。

この法人は、法人市民税は納入されていますか、解散したごとありますけれども。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

法人市民税につきましては、滞納はございません。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

滞納はないということは、解散時までにはもう納めているということですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうことでございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

それから、法人代表の土地を差し押さえるという新聞記事もありましたけれども、その辺は、差し押さえましたか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

現在まだ差し押さえまではいっておりません。先ほど申しましたように、6団体とも十分協議をしながら、そういうあたりで進めていきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

事件から2年も経っていますので、早急に結論を出すべきだと私は思います。

それで、総額1億4,000万円の被害というか、金額ですが、中間市の部分は幾らになりますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

1,300万円でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

これは、保険者4,000人の金額に当たるんですが、中間市の被害が確定しているならば、訴えるべきというか、中間市単独でも裁判を起こすべきだと思うけど、その辺はどのようなふうに思われますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど申しましたように、6団体協議いたしまして、これはもう中間市単独でやっていいですよというふうなことであれば、そういう土地等の差し押さえも考慮に入れながらや

っていきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

福岡県では、12法人が介護保険事業指定を取り消されていて、また、総額4億2,000万円を戻すように言われていますが、3億2,000万円しか戻されていません。このように、介護保険事業所の取り消しや不正請求に対して非常に不信感が募っています。

多額の不正額を見逃したというか、見つけることのできなかつた行政の監督責任とか指導責任はあると思いますけど、どのようにお考えですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、介護福祉、そういうあたりは、何となく大変立派な仕事をされておるというイメージがあるわけですが、今、話題になっておりますように、そういう福祉あたりを食い物て言ったらおかしいんでございますが、そういうふうな状況が多々出てきております。

そういう面で、利用者あたりに本当に迷惑かけておりますし、今後そういうふうなことが起きないように、十分チェックやっついていかないかんという思いはありますけれども、そういう中で、これはチェック機能どんなふうな部分ていうのは、ちょっと私も今あれなんですけれども、今後そういう不正が起きないようにチェックはしていかないと、十分やっついていかないとこの思いはあります。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

このままだと、不正やり得だという雰囲気はどうしても市民の中に出てくると思います。それは、やっぱり介護保険に対する不信感、それから不信が増すし、行政に対しても何となく不満が残ると思うので、この辺をはっきりさせる必要があると思いますけど、不正をやり得にさせないという観点からは、どのように思われますか。今この事件がこんなに長く引っ張っているということで。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、基本的には、悪いことをする方が悪いわけございまして、そういうあたりでそれぞれのやはりそういう方が出てくる。これはもうしょうがないかなと、しょうがないちゃおかしいんですけれども、先ほど言いましたように、6団体ありまして、それぞ

れの団体でいろんな事情がありまして、今、そういうあたりで十分今後どうするかというのは、協議しているところでございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

この問題は、市民全員がすっきりと納得できるように、そして一生懸命働いている現場の人たちに信頼を取り戻してもらえるように、ぜひ解決してください。よろしく願います。

それと、合併問題についてさせていただきますが、私、言っているように、合併ここでどれにするんだと、決めろと言っているのではなくて、合併問題が起こったから、合併問題というのは中間市の将来を考えることですから、情報を公開して出前講座とか、それから勉強会を一生懸命開いてほしいという要望でございます。要望ていうか、そうしないと今度はまた近い将来に中間市内が三つのグループに分かれて、言い争うんじゃないかというふうに私は懸念しております。そうならないようお願いしたいんですけど、その辺はどのように思われますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私ども情報は十分提供したい、そんなふうに思っておりますし、出前講座の話がありました。が、どんどんうちの職員使ってもらってかまいませんし、私自身使ってもらってかまいません。出て来て言えば私も出て参って、いろんな市民の方とお話したいなと思っております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

先ほど合併してほしい市になるんだというふうに言われました。私たちもそう思っています。ところが、先ほどちょっと佐々木議員の質問の中で、このような状況の中では合併はしないというふうに言われたように思われますけども、その辺はどのような状況なんでしょう。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどのご質問でも、これにも言っておりますように、私どもは私自身も合併を否定するわけでも何でもございませぬし、今の状況がそうであると、北九州市、これは白紙になってまだ1年少し、遠賀四町はしかり、そういう状況の中で合併の話ていうのは少し早い

んじゃないかなど。その時期が来れば、当然また私どもは、出前講座等々で私の思いも伝えさせていただきますし、市民の皆さん方の意見を聞きながら、十分対応していきたいなとそんなふうに思います。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

よくわかりました。中間の市民は三つの意見に分かれて、いろいろ意見がたたかわされと思いますけれども、一生懸命、真摯に議論できるように場をつくってくださいということでございます。

以上でございます。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先の3月議会において、中間市行財政集中改革プランにのっとりた新年度予算が承認され、本市の自立に向けたまちづくりがスタートいたしました。改めて、本年が地方分権時代の幕開けの重要な年であると深く認識しております。厳しい財政状況のもと、ややもすると暗くなりがちな昨今ではありますが、現在上映中の映画「佐賀のがばいばあちゃん」のような庶民のたくましさと知恵で、明るく、前向きにまちづくりを進めていければと今回の質問を取り上げさせていただきました。

初めに、協働のまちづくりについて、質問いたします。

ご存じのように、国から地方への権限移譲に伴い、自治体の責任と仕事は増大しております。円滑な行政運営を行うためには、市民の協力が不可欠であり、住民パワーをいかに取り込むかが、これからの地方自治の大きな課題でもあります。

さて、先日、市長を初め、多くの議員の皆様とともに、中間市ボランティア協議会、もやいの会の総会に参加させていただきました。19団体が登録され、さまざまな活動を展開されておられます。しかし、高齢化により、会員の実働数が減り、新たな会員の確保が今後の課題のように見受けられました。こうした現状をかんがみ、協働のまちづくりに欠かせないボランティアの育成、支援の必要性を感じております。

まず1点目として、ボランティアの育成支援の現状と今後の取り組みについて、お伺いします。

2点目として、ボランティアの活動に対して、感謝の気持ちを形としてあらわすべきではないかということです。県では、ボランティアに対し、表彰制度を設けられているようですが、本市は行っていないと聞いております。市民意識の向上を図るためにも、表彰状

及び感謝状などで活動を顕彰すべきと考えますが、所見をお伺いします。

3点目として、まちづくりに、市民が気楽に参画してもらうために、募金型の「まちづくり自販機」を活用してはどうかという提案です。「まちづくり自販機」といってもぴんと来ないかもしれませんが、コカコーラウエストジャパンの社会貢献事業の一つで、売り上げの20%を寄附するという地域支援型の自販機であります。

田川市が、本年3月より設置していると伺い、視察に行つてまいりました。田川市ならではの炭鉱や二本煙突があしらわれた自販機が、市内各所に設置されており、市役所前の自販機は、タッチパネル式の特別版で、パネルに触れると祭りなどの動画や炭鉱節などの音楽が流れ、簡単な市政情報が表示されます。

ちなみに、現在、設置台数13台、寄附金見込み額が325万円で、新規事業の地域振興イベントの費用にする予定とお伺いしております。本市でも、中間市のイメージデザインがあしらわれたまちづくり自販機が設置されれば、本市のまちづくりの広告塔にもなり、ジュース1本で子どもから高齢者まで、誰でも気軽にまちづくりに参画でき、協働のまちづくりの機運も高まるのではないかと考えますが、募金型の「まちづくり自販機」の活用について、市長の所見をお伺いします。

次に、「元気な風がふくまち なかま」の元気な人づくりについて質問いたします。

私は、市民の健康づくりのサポートと子どもたちの健全育成、そして、特色あるまちづくりの観点から「朝ごはん条例」の制定を提案したいと思っております。

「朝ごはん条例」というユニークな条例は、健康長寿のまちづくりを目指す青森県鶴田町が町民の健康増進のためにつくった条例であります。

町で行った食生活実態調査で、1割の子どもが朝食をとっていないことが判明し、朝食を欠食する児童をゼロにすることを目標に上げ、行政、地域、学校などの連携による朝ごはん運動を通じ、食生活や生活習慣の大切さをアピールしておられます。制定して2年、朝食を食べる割合の増加、肥満傾向の減少も見られるそうです。朝ごはんを食べることで、学習能力の向上、がん予防、規則正しい食生活の形成、平均寿命の向上、健康増進などの効果があると言われております。朝食は睡眠時に下がった体温を上げて、体と脳を活性化させる1日の元気の源であります。にもかかわらず、20代男性の30%、30代男性の23%は、朝食をとっていないという数値が出ています。朝食の欠食は、1回の食事の摂取量が多くなり、肥満などの生活習慣病の発症を招く要因とされています。

現在、生活習慣病が国民医療費の3割を占め、死因の6割を占めている点からして、たかが朝ごはんと侮れないものがあります。

今、国の食育基本計画に、朝食の欠食率減少の数値目標が明記されていること、文科省が「早寝、早起き、朝ごはん運動」の提唱による「子ども生活リズムプロジェクト」の取り組みを始めたこと、厚労省の予防医療や介護予防のためのさまざまな施策等を考えたとき、朝ごはん条例は実に時にかなった条例ではないかと考えます。

条例に強制力はありませんが、一人でも多くの人に意識啓発ができれば、市民の健康づくりに貢献できるものと確信いたします。そして、市民の健康と子どもたちの健全育成をサポートし、市民の元気を支える「朝ごはん条例のまちなかま」という本市のマスタープランに掲げられた「元気な風がふくまちなかま」に符合する新たな中間市のイメージづくりができるのではないかと考えます。

本市ならではの理念を掲げた「朝ごはん条例」の制定について、市長の見解をお伺いします。

以上、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ボランティアの育成・支援の現状と今後の取り組みについての質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、本年1月の機構改革により、地域総合福祉会館内に、市民との協働によるまちづくりを推進するため、「地域福祉課市民協働係」を設置し、ボランティア・NPO法人の育成・支援を目標に、行財政集中改革プランに基づき、現状把握と調査研究を進めているところであります。

まず、市内のNPO法人6団体の代表者と連絡調整をし、4月に、第1回中間市NPO法人連絡協議会を開催いたしました。今後は、この連絡協議会をそれぞれのNPO法人の情報交換と相互研鑽の場として位置づけし、当面2カ月に1回の開催を確認いたしております。

なお、この協議会で提案されました北九州市NPO法人連絡協議会への先進地視察研修と、ボランティア・NPO法人の活動紹介と情報発信により、市民への参加を呼びかけるため、地域総合福祉会館内にボランティア・NPO法人通信コーナーの設置を決定実施いたしております。また、この通信コーナーは、各公共施設内に設置していくことを考えております。

一方、ボランティア19団体を統括し、地域総合福祉会館内のボランティアセンターで活動しております中間市ボランティア連絡協議会、通称「もやいの会」とは、5月の定例会にて「市民協働係」を紹介し、周知を図っております。

市内には、もやいの会以外にも、個人・団体を問わず不特定多数のボランティアが活動していると思っております。将来的には、このボランティアセンターを、あらゆるボランティア団体の拠点として位置づけたいと考えております。

また、今後の取り組みについてであります。市民協働によるまちづくりを推進するために、NPO法人やボランティア団体の情報提供を行うホームページを開設いたします。これにつきましては、「何か人のために活動したい」「自分のためにも何かしたい」という市民の皆様に参加の呼びかけをするため、インターネットを介したアクセス方法を確立

していきたいと考えています。同じような思いを持った仲間が、集まりやすい環境を整えていくことが必要であると考えております。

また、NPO法人やボランティア団体といっても、保健・福祉、環境、教育、文化、農業などその範囲は広く様々な分野があることから、関連する関係所管課との連携を密にし、意見交換の場をつくっていくことが大事であり、その意見交換から出た問題点を把握した上でボランティア・NPOとの育成支援についての指針の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、NPO法人やボランティア団体との交流等を深め、なお一層の育成・支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、感謝の意を表すための感謝状などの顕彰についてのご質問にお答えいたします。

ボランティア活動等に対する表彰は、現在本市では規程がなく、実施しておりませんが、福岡県社会福祉協議会が行っております。これは、福岡県社会福祉協議会より各市町村の社会福祉協議会へ推薦依頼が届き、審査の後、決定されております。

中間市では、平成4年に「中間市を花いっぱいにする会」、平成15年には「すみれの会」が表彰されており、いずれも15年以上の多年に渡り活動された団体が対象となっております。

先ほど申しましたように、本市におきましては、市民の行政への参加・参画を促進し、市民と行政の協働によるまちづくりの推進に取り組んでいるところであります。

その推進に当たり、協働によるまちづくりに貢献した市民等を表彰することは、議員お話のとおり「協働によるまちづくり」に対する市民意識の向上に寄与すると考えられることから、その取り扱いについては、ボランティア・NPO等の育成・支援とあわせて、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、市民参画のまちづくりの推進に募金型の「まちづくり自販機」の活用が効果的と考えますが、との、ご質問にお答えします。

議員お尋ねの件は近隣の市に設置された「まちづくり支援自動販売機」のことと推察いたしております。この自動販売機は、タッチパネル方式で、触れると地域にちなんだメロディーや自然、まつり、公共施設等を紹介する静止画や動画などが流れる仕組みとなっております。

この事業は、飲料メーカーが地域貢献策といたしまして提案している制度であり、売上金の20%が市に寄附されます。中間市といたしても、まちづくり資金を確保できる等メリットはあると思いますが、各公共施設等には既に自動販売機が多数設置され、この自動販売機の設置には、市内のボランティア団体、母子会等の申請により許可されており、売り上げの一部が還元され、運営費の一部となっておりますので、新しい自動販売機の設置につきましては、各団体との十分な調整と協議が必要となります。しかしながら、行政の新たな取り組みといたしまして、活性化が期待できることなどから、今後、関係機関等協

議をしながら、まちづくり支援自動販売機の設置に関し、調査していきたいと考えています。

次に、「元気な風がふくまち なかま」の元気な人づくりについてのご質問にお答えいたします。

「元気な人づくり」は、いわゆる「健康な人づくり」でもあると考えております。健康生活の基本には、健全な食生活が欠かせないものであり、食生活において、健康を保持増進していくには、偏食、過食、拒食等を避けて、栄養的にバランスのとれた食事を心がけることが重要であることは申すまでもありません。

近年、生活習慣の変化から生活習慣病、有病者とその予備群が増加をいたしております。

例えば、糖尿病では全国に有病者は740万人、予備群は880万人とも言われております。本市における市民の食生活に関する事業といたしましては、食を中心とした生活習慣病予防の理論と実践方法の知識を普及し、市民の健康づくりを支援することを目的とした栄養教室を毎月2回程度開催しており、さらに、若い世代から望ましい食習慣を身につけてもらうための事業といたしまして、栄養クッキング教室を平日の夜間に開催し、その他、健診の結果をもとに個別健康教育、からだ年齢若返り教室等に取り組み、食生活の指導を実施いたしております。

子どもの基本的な生活習慣の確立につきましては、平成15年7月に次世代育成支援推進法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、区市町村に対し地域行動計画の策定が義務づけられましたことから、本市では、平成17年2月に、中間市次世代支援行動計画策定委員会を設置、行動計画の基本的考え方をはじめ、さまざまな提言を受け、中間市次世代育成支援行動計画が策定された経緯がございます。この計画の中で、次世代を担う子どもたちの、食育に関する現状と課題を踏まえ、施策の方向性が示されているところでございます。

その内容について申し上げますと、食に関する学習機会の充実として2点ほど掲げられております。

1点目は、母親の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、母親学級、育児学級の場合等で食に関する学習の機会や情報提供を進めること。

2点目は、保健分野や教育分野をはじめとするさまざまな分野が連携し、自分から楽しく食べようとする意欲を持ち、おいしいものをおいしいと感じる力が育つよう、乳幼児の時期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進める。また、児童生徒を対象とした食事づくり等の体験活動や子どもの参加型活動の取り組みを進めるとしております。

なお、各年度においてこの計画の実施状況を点検、評価するために、住民代表や学識者、関係機関からなる中間市次世代育成支援対策協議会が設置されており、本年度は去る5月

24日に開催されたところであります。

ちなみに、平成17年度の文部科学省の「義務教育における意識調査」において、「朝ご飯をとる小中学生の割合」は、小学校で85%の子が「毎日食べている」、「ほとんど食べない」子が3%、「週に三・四回食べない」子が3%という報告がされております。

また、中学生においては、「毎日食べている」子は78%、「ほとんど食べない」子が7%、「週に三・四回食べない」子が4%という報告がされております。市内の小中学生における現状も文部科学省の調査とほぼ同様の結果となっております。

今後も、この次世代育成支援行動計画の推進と、保健センターを中心に進める食生活改善事業の取り組みを充実させていきたいと考えておりますことから、「朝ごはん条例」の制定については現在のところ考えておりません。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

協働のまちづくりについて、再質問いたします。

まず初めに、ボランティアの表彰に対し、前向きなご答弁をいただき、ありがとうございました。また、自販機の設置も民業圧迫とか、いろんな問題等はあるでしょうが、一つ一つ検証しながら取り組んでいただきたいと思います。

ボランティアの方は、やはり何と言っても人です。どういう人材を確保するかが大切になってくると思います。で、私が考えたのが、団塊の世代の職員の方々が退職されますよね。長年の行政経験を豊富に持ち合わせておりますので、ボランティアの人材としてすぐ最適じゃないかと思えます。退職後に、職員の皆様の協力が仰げるような体制づくりを確保するようなお考えはないか、伺います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

退職後の生きがい対策ということは、これは大変重要な課題だと思っております。

市民の方でも、これは合併問題の話なんですけども、合併問題で本当に一生懸命いろいろ動いた、この合併問題が一応決着した中で、自分の生きがいが見出せん、そんな話をされる方もおられまして、だからまさにこういうふうにボランティアとか、自分の趣味等々で十分生きがいを見つけていただきたいな、これは豊かなそういうふうな生活を送るといふのは大変重要な課題だと思っております。

今、言われましたように、うちの職員をボランティアということでございます。当然、私自身も保護司の話があったときに、遊んでおるとき、これは今まで市にお世話になったからお受けせんないかなということ、その話、書類まで預かったんですが、事情がありまして返したわけでございます。うちの職員も一、二名、そういうふうなことで地域に

貢献しようと、頑張ろうという職員もおります。現実ですね。

そういう中で、当然うちの職員も生きがい対策とは別に、公務員としてそういうふうな知識を十分利用しながら、地域にまたそれを返していくというふうなことは、十分私が言うまでもなく、承知していることだとそんなふうには思っておりますが。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

本当に、皆様、長年の行政経験でお力がある方なので、本当中間市のために、退職されてからも貢献していただきたいと思っております。

次に、市民協働型の行政運営ていうと響きはいいのですが、まちづくりの確たるビジョンを示さないままに市民に協力を要請することは、市民が行政に利用されているに過ぎないのではないかというような考え方になりかねないかっていうことを懸念しております。この点について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

市民を利用するっていう、私はちょっと心外なお言葉が出てきたわけですが、これは、まさに市民の皆さんと一緒に、この中間市をつかっていこうと、行政主導じゃなくて、市民の方がいろんな場面でそのやっていただきたいな。私は、今いろんな総会時期等々の中で、いろんな会議に出席させていただいておりますし、先ほど議員が言われましたようなもやいの会の会議、またはぼっぼの関係、いろんな場面出て行っております。そういう方が、本当に一生懸命頑張ってもらってるわけなんですよ。

だけど、そんな私どもがそういう方の善意を利用して、そんならというその思いなんて一つもございませんし、中間市は行政任せじゃなくて、市民の皆さんも一緒になってやっていこうと、そういうその思いで協力をいただきたいなとそんなふうに思っているところでございます。

ビジョン、これは私ども明るい「元気な風がふくまち なかま」、これは抽象的でなかなかその皆さんのみ込めんということになるのでございますかね、それぞれの持ち場、先ほどの生きがい対策も含めながら、自分で市からこうしなさいああしなさいっていうことではなく、市民の皆さんがこういうことをしたいな、そういう場面をいろいろと窓口、そういう取りまとめやりますよということでございますし、皆さんが元気を出して、この中間市を少しでもよくしていただきたいなというその思いで、皆さん方をだまして私どもがまちづくりをしようなんて思っておりますし、この中間市、行政と市民の方が一体となって、少しでもよくしていききたいなとそういうふうな思いでございます。

だから、そういうそのいろんな意見、私が先ほども言っていますように、出前講座しか

り、市長出てきてちょっと話を聞かせてくれということであれば、私はどんどん出ていきますので、そういうあたりで、疑問な点なりわからない点等々は、お尋ねになっていただきたいなどは思っておりますけれどもが。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

田川市に行ったとき、こういうパンフレットをいただきました。これは、「花と緑のまち新田川創生プラン」ということで、田川市第四次総合計画をもとにした、市民の協働のまちづくりを目指す実施計画事業が載ってるパンフレットです。

五つのコンセプトに分かれてて、10の事業計画がそれぞれここに載っております。それには、事業目的、事業内容、事業予定者、実施場所、実施時期まですべて明確に記載されています。炭坑節キャラバン隊とかユニークなものを結成し、炭鉱閉山の暗いイメージからの脱却を市民とともに図ろうという、そのまちづくりの方向性が明確に示されております。

「まちづくり自販機」の寄附金もこの中の事業の一つに充当されるということでした。本市も、先ほどもいろんな事業のお話がありましたけれども、本当に皆さん、現場に行ったら頑張ってさまざまな事業をされていますけれども、それが一つの間接市のそのイメージにこう集結していないというような、それが物すごくもったいないなど私自身はいつも思っております。

皆さんそれぞれがそれぞれで頑張っているけれども、そこに一つこう目指すものがあれば、それはみんなそのまちづくりのための一つの過程で、ボランティア活動にしても、そういった形で位置づけをしたら、ボランティアをしている方たちにも、やっぱり励みになるのではないかとということで、先ほどの意地悪な質問をさせていただきました。

こういった取り組みをしているところもありますので、今後、行政の中で皆様の優秀な方たちがたくさんいらっしゃいますので、しっかり本市の第四次総合計画が、机上の空論にならないように、きちっと取り組んでいただきたいということを期待しまして、この協働のまちづくりの質問は終わらせていただきます。

次に、「元気な風がふくまち なかま」の元気な人づくりについて、再質問いたします。

先ほど保健事業のさまざまな事業、本当に頑張っていることは、よく存じております。先ほど言ったのと同じように、そういった保健事業もその統合されてないので、ばらばらでもう本当に職員さんが頑張っていることが、市民にアピールできていないという現状があります。

私が、なぜ「朝ごはん条例」に飛びついたかと言ったら、物すごくわかりやすいからです。今食育基本法が制定されて基本計画ができました。食育といっても、いまいちぴんとこないんですね。もう古い時代から知育、徳育、体育、食育であったその一つの日本の教

育の中の一環らしいんですけれども、余りぴんとこない。でも朝ごはんをいったらみんなが毎日食べていることですので、それを通して食育やら食生活に対しての見直しをして、健康づくりができないかということをお願いしたかったわけです。

突然で申しわけございませんが、学校に関することですので、教育長にご答弁をお願いしてよろしいでしょうか。

これまで、食生活実態調査のようなものは、学校で行ったことはありますか。朝食を欠食する子どもたちの現状と学校での取り組みをお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

個々の具体的な事例を少し部長の方から報告させていただきます。

○議長（井上 太一君）

左京教育部長。

○教育部長（左京 邦彦君）

実態調査につきましては、各学校で実施しているところでございますけれども、一例を挙げますと、ある小学校におきましては、これは保護者回答でありますけれども、「毎日食べている」87%、「ほぼ毎日食べている」9%、「ときどき食べている」3%、「全く食べていない」1%という回答が出ております。

ある中学校におきましては、昨年6月、小学校も昨年の6月の調査であります。中学校においても昨年の6月の調査でありますけれども、ある中学校におきましては、「毎日食べている」71%、「ほぼ毎日食べている」16%、「ときどき食べている」9%、「全く食べていない」4%という結果が出ております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

小学校の方で何かそういった生活習慣を形成するための朝ごはんの取り組みがされているというふうにお伺いしているんですけれども、その辺もちょっと説明していただけますか。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

「早寝、早起き、朝ごはんの運動」等を含めまして、PTA活動などいろいろやっておりますが、ちょっとデータを急遽部長の方にそれをさせましたので、その話をさせていただきます。

○議長（井上 太一君）

左京教育部長。

○教育部長（左京 邦彦君）

まず、北小、北中におきましては、これは17年度から事業として、さくら保育園、北小学校、北中学校、連携しての「ほくほく夢ネット事業」という画期的な事業、保育園、小中連携しての事業を実施しているところであります。

その事業の一環といたしまして、子どもの生活実態調査を行っております。就寝、起床、また朝ごはんの質問項目を盛り込んでいくというところをございまして、この調査結果をもとに、各学校での指導、または保護者への啓発等を行い、規則正しい生活習慣の確立を目指すということが、まず北小、北中で行われております。

また、南小学校におきましては、県のPTA連合会の取り組みといたしまして、家庭教育支援事業ということがございます。その一環といたしまして、就寝、起床、朝ごはん等の時間を盛り込んだ生活実態調査を同様に行っております。

この結果が、近々のうちに出るということでございまして、その結果を公表いたしまして、学級懇談等で結果を公表いたしまして、また同様に規則正しい生活習慣の確立を目指すというふうに聞き及んでおります。

以上であります。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

こういった取り組みが小学校でなされております。それを市として「朝ごはん条例」をもってバックアップするという体制づくりをしてはどうかと思います。子どもたちを焦点に当てて、子どもたちをサポートするということは、中間市の未来を切り開いていくことにつながると思います。真剣に、私たちが中間の未来を考えるならば、子どもたちに、市民全体で子どもたちに目を向けているよというようなそのイメージの何かそういったものができないものかと思います。

もう一度伺います。市長、「朝ごはん条例」は魅力的ではないでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、教育委員会の方からも「早寝、早起き、朝ごはん」というふうな響きのいいキャッチフレーズも出てまいりましたけれども、それと、家庭教育支援事業、これは家庭にもいろいろとまた問題のある部分もありますし、いろんな話は聞いておりますけれども、そういう中で、家庭、学校、または子どもが一体となって、今後まさにそういうふうな、前回にも言いましたように、うちの職員もしかり、みんな健康管理というのは十分大切で

ございまして、もう小さいときからそういうふうな健康管理ていいますか、習慣をつけるということは大事なことだと思っていますので、これは私ども今後考えていきたいなとそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

地方は、これから国から与えられた仕事をこなす時代から、自らが独自性を出すための施策を考え、事業を起こし地方から国へ発信していくという時代に入ったと思います。行政マンはその行政能力が問われていると思います。

スイスの教育者、ペスタロッチの言葉に、「太陽には太陽の輝きがあり、月には月の、そして星々には星々の明るさがある」とあります。研鑽を重ね、知恵を出し合って、中間市の可能性が最大限発揮できるような中間市ならではの輝きが放てるような市長をはじめ、職員の皆様のご健闘をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

通告に従って、一般質問をいたします。大きくは三つの問題について質問を行います。

初めに、円滑な市民への情報提供についてお尋ねをいたします。

情報の提供、情報の公開については、過去私は幾度も取り上げてまいりましたし、去る3月議会でも情報の公表、提供について取り上げたところでございます。

中間市は、開かれた行政経営で、ホームページの充実等を掲げ、行政情報の迅速、積極的な提供と行政の透明性の確保を掲げておられますが、現実是他市町に比較して非常に遅れていると私は見受けておりますが、どこに問題がおありなのか、どう改善されるのか、まずお伺いをいたします。

2番目の質問に移ります。

中間市行財政集中改革プランの中で、徴収体制の強化、徴収率の向上で、市は次のように明記しています。未納保育料徴収の徹底、悪質な滞納者に対する強制執行や退所措置の実行により、未納保育料の徴収を図る。5年間の目標効果額350万円としておられます。保育料を滞納している保護者の乳児、幼児を退所させることによって、滞納分の財源を浮かせるなどという措置は、徴収率の向上にはならないということです。入るべきお金が入らないから、入らないのであれば退所させるなどというやり方は、行政のとるべき態度ではありません。

保護者の義務が果たせていないことを理由に、退所という言葉が強制的に子どもへの尊

厳と養護を剥奪するなど、機械的・反射的に対応することは、強引過ぎる処罰的な行為であります。行政の基本的態度としては、子どもたちが心身ともに健やかに育成され、保護されるということが前提であり、これを保障する努力を行うということが、福祉の原理ではありませんか。

児童福祉法2条・3条はご承知のとおりと思います。退所勧告することは、よほどに悪質な義務放棄でない限りやすやすとやっってはならないということは言うまでもないことです。義務に違反しているからと言って、一方的に乳幼児の保育を打ち切ることは、暮らしを脅かすと同時に、基本的人権さえ踏みにじる行為であります。350万円を浮かせるためのとるべき手段は、保育所から追い出すことではなくて、現在滞っている保育料金をどのような努力と姿勢を持って完全徴収していくかではないでしょうか。一遍の督促状の送付や呼び出しだけにとどめているではありませんか。

市民的義務を理解してもらい、果たしてもらうには、個々の保護者の事情をよく聞き、配慮し、納入の意思を高めてもらうことではないでしょうか。これまでに徴収のための具体的な対応を行ってききましたか。お尋ねをいたします。

入札制度の改革についてお尋ねをいたします。

入札制度の改革は、行財政改革においては、欠かせないものと考えます。中間市では、17年度から21年度まで5年間の行財政改革最中にあり、入札制度改革は、その大きな柱としてしかるべき項目であります。しかし、中間市が進めている改革プランの中では、どこにも見当たりません。よって、今回の行財政集中改革プランの中では、対象として含まれていないこととなります。

このことから、中間市では、入札制度改革に今のところ積極的ではないことが明らかであります。しかし、入札は、対象となる物件の金額が大きいことから、落札率の低下から期待される経費削減効果は絶大なものがあります。ですから、行財政改革の重要な柱として、入札制度改革がうたわれてしかるべきものであります。そこで、中間市における入札制度改革に関する考えをお尋ねするものであります。

1点目は、市長に入札制度改革の必要性をどのように市長は認識されておられるのでしょうか。

2点目は、改革が進んでおられるなら、落札率にあらわれると考えますが、5年間の入札落札率、金額をお尋ねいたします。

3点目は、現在、当市が進めている入札制度改革の内容についてお尋ねをいたします。

以上でもって、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

円滑な情報提供についてのご質問にお答えをいたします。

本市のホームページにつきましては、中間市民はもとより、市出身者や本市に興味をお持ちの人などに、広く中間市の情報を提供し、できる限り新鮮な情報を提供するために、平成12年2月に開設を致しました。

パソコン、携帯電話などを利用したインターネットの普及は目覚ましく、多くのご家庭で利用されているものと認識をいたしております。

また、アクセス件数は年々増加をしております、市民をはじめとする多くの方々にご利用いただいているところでございます。

また、提供する情報内容の把握や変更の迅速性などの観点から、平成14年11月に、「なかまえがおi（愛）ねっと事業」としてホームページを一新し、原則として、各課が直接情報発信を行なうことができるようになりました。

しかしながら、現在、各課からの情報発信が少ない状況にあることから、積極的な更新を促すため、内容の充実や作成する職員に対し、研修の実施や随時の点検、各課との調整等に努めているところでございます。

当市ホームページは、導入時に先端技術を用いて作成しておりましたが、すでに作成して4年経過しております。IT技術の進歩が目覚ましく、今後の情報化社会により、一層の迅速な情報発信、提供ができるような構造のホームページにリニューアルする必要があると考えております。

ホームページは、広報紙とともに、今や欠くことのできない情報提供手段として考えており、インターネットの媒体特性である「即時性」、「双方向性」、「検索性」を活用し、さらに利用者の立場に立ったホームページにしていきたいと思いますと考えております。

次に、保育料の徴収についてのご質問にお答えをいたします。

先日の新聞によりますと、平成17年の合計特殊出生率が1.25%に低下したことに関連して、小泉首相が今後、少子化対策は最重要課題になってくると述べられましたが、本市におきましても同様でございます。各年度末の0歳児の数を調べてみますと、確実に少子化の一途をたどっております。

私の公約にありますように、子どもは地域の宝であり、中間市の財産と受けとめ地域全体で子育てを支援する体制を整備し、安全で安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを行っていききたいと考えておりますことに、変わりはありません。

これを踏まえ、本年1月に機構改革を行い、子どものための施策を展開するためこども育成課を新設致しました。3月には、福岡県警本部より青パトによる巡回許可を受け、小学校の終業時間にあわせ、毎日パトロールを行っております。

また、不審者が出没したときに、各学校・保育園・幼稚園・学童保育所等関係機関に素早く連絡を行い、子どもの安全確保に努めております。

6月には、人権センター内の多目的ホールに子育て支援センターを移し、子育てについての相談・親子での憩いの場の提供等を行い、開設初日より多くの親子でにぎわっておる

ところでございます。

また、西小学校のグラウンドには、学童保育所を新設し、児童の健全育成を目指すもので開設は、9月を予定しているところでございます。

さて、中家議員のご指摘である未納保育料の徴収の件でございますが、最近の保育料の納付率は平成17年度97.53%となっております。第三次行政改革大綱の柱の一つに、市民との協働のまちづくりを掲げていますが、中間市を元気なまちにしていくためには、市民に積極的に行政の場へと参加をしてもらい、市民と行政とが一体となったまちづくりが不可欠であります。そういう意味からも市民の皆様方の気持ちを一つにする必要がございます。

行政の公平性の原則の観点から、保育料を納付される市民の立場に立ったとき、滞納者の中でも特に悪質である保護者に対しましては、何らかの手段を講じなければ市民と一体となったまちづくりはできないと、そういう思いから徴収強化を打ち出したもので退所措置が目的ではございません。また、児童福祉法に抵触するような措置を講じる意図は当然のことながらないわけでございます。

次に「元気な風がふくまち」についてでございますが、地方分権と三位一体改革による自立した行政運営を進める中、景気好転の兆しが見られる経済情勢ではございますが、これから本格的な高齢社会の到来と、世界でも類を見ない、我が国の少子化現象でございます。

こうした中、市民の生活を安心・安定させていくには財政の安定化を図り、住民の健康、福祉や教育の充実、さらには企業誘致をはじめとする雇用の確保など若者を定住させ、元気な子どもを産んで育てられる環境整備が求められているものでございます。

市民生活の低下を招くことなく、住みよいまちづくりを推し進めていくため、平成18年度を初年度とする中間市第4次総合計画を策定いたしまして、高齢者、若者、将来を担う子どもたちが安全に安心して暮らせる生活環境の中で、元気が出るまちづくりをしていくために、「元気」をキーワードといたしまして、「元気な風がふくまち なかま市民の元気がまちの元気」をメインフレーズに「元気のある自立した都市づくり」を基本理念といたしているところでございます。

この元気な風がふくとは、人づくり、まちづくり、ものづくり、ふれあいづくり等を市民と行政が協力しあって推し進めることで、市民一人ひとりがより健康で、家庭や社会の中で助け合いながら幸せなすばらしい環境をつくること、そうした市民の元気が市内全域に広がることをイメージとしたものでございます。

次に、入札制度の改革についてのご質問にお答えをいたします。

公共工事の入札及び契約の適正化を目的といたしまして、平成13年度から施行されました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保などそれぞれ推進することとされてお

ります。

中間市におきましても、平成14年1月に新たに契約課を新設し、適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、入札及び契約制度の改善に取り組んでまいったところでございます。

その取り組みの大きな柱といたしまして、第1に、透明性の確保、第2に、公正な競争の促進、第3に、適正な施工の確保、第4に、不正行為の排除の徹底などが上げられます。

この取り組みを具体的にご説明申し上げますと、第1に、透明性の確保といたしまして、平成15年4月より予定価格が3,000万円以下の入札執行につきましては、最低制限価格を事後公表から事前公表に改め、同年10月には予定価格3,000万円以下を撤廃し、委託、物品等購入を除く建設工事すべての入札に最低制限価格の事前公表を実施いたしました。

また、平成17年4月より公共工事の発注見通し及び入札結果などをホームページにおいて公表を行っております。

第2に、公正な競争の促進につきましては、平成14年4月より工事完成保証人制度及び現場説明会の廃止を行いました。また同年8月より工事費内訳書の提出の義務づけを行っております。

第3に、適正な施工の確保といたしまして、平成14年4月に工事完成保証人制度を廃止したことにより、履行保証制度を導入し、工事請負条項を工事請負契約約款へ改正を行いました。

また、平成15年4月には、工事成績評定の基準を主観的評定要素を主体とした北九州方式から客観的に適正な評価を行う県方式に改正いたしております。

第4に、不正行為の排除の徹底につきましては、平成14年8月よりすべての入札執行を対象に指名業者の事前公表の廃止を行いました。

また、同年10月には不良不適格業者の排除を目的とした市内業者及び準市内業者の営業所の実態調査を行うなど、合わせて40項目にわたる改善を行い、適正化に努めてまいりました。

その結果、国土交通省の適正化法の処置状況調査では、平成17年4月現在、県下の自治体で7割弱が未達成であります。中間市におきましては適正化の措置基準を達成しているところでございます。

次に、各分野にわたっての過去5年間の入札落札金額及び落札率のご質問にお答えをいたします。

平成13年度の建設工事の入札執行件数は75件で、落札金額の総額は15億9,684万5,000円、落札率の平均は95.85%であります。下水道工事の入札執行件数は、41件で、落札金額の総額は9億7,616万4,000円、落札率の平均は94.32%であります。

平成14年度の建設工事の入札件数は、85件で、落札総額は12億4,092万4,700円、落札率は93.67%であり、下水道工事の入札件数は、40件で、落札総額は9億3,945万3,900円、落札率は95.52%であります。

平成15年度の建設工事の入札件数は、83件で、落札総額は13億8,361万2,174円、落札率は92.71%であります。下水道工事の入札件数は、40件で、落札総額は8億2,327万3,000円、落札率は96.36%であります。

平成16年度の建設工事の入札件数は、74件で、落札総額は8億1,413万9,000円、落札率は93.6%であります。下水道工事の入札件数は、39件で、落札総額は8億1,842万5,000円、落札率は96.13%であります。

平成17年度の建設工事の入札件数は、56件で、落札総額は10億573万8,000円、落札率は94.25%であり、下水道工事の入札件数は、38件で、落札総額は7億3,920万7,000円、落札率は95.64%となっております。

次に、水道事業における平成13年度から平成17年度までの過去5年間の建設工事等の入札執行状況の累計は、入札執行の総件数は、222件で、落札金額の総額は、18億4,658万7,000円、落札率の平均は、96.2%となっております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

まず、情報の方からですけれども、新鮮な情報提供をなさっているというご報告ありましたけれども、市長は中間市のホームページへようこそというのをご存知でしょうか。これは平成14年の11月中間市長という名において出されたものですよね。今中間はここにもう本庁舎にスローガンが出てますね。それなのに、このホームページには「人にやさしい愛のまちなかまを目指して」ということで、そのまま残っているわけです。これは中間市にアクセスする方がとっっても多くなっているということは、総理大臣が森さんから小泉さんにかわっても森さんのあいさつが載っていると同じようなことじゃないでしょうか。顔写真は小泉総理の顔があつて、森総理のあいさつが載っている。そして人にやさしい愛のまち、このことをどなたもお気づきにならないのですか。お気づきにならないということはないと思うわけですよ。どこの責任なんですか。

皆さんね。お金の要らないことですよ。先ほどの説明の中で、「なかまえがおi（愛）ねっと事業」によりていうふうにこの制度は発足したわけです。iねっとは、約7,000万円近い形で入札されて、今日に至ってるわけです。このことをどなたも気がついてないんですか。気がついてる方いらっしゃったんですか。いらっしゃたらなぜね。中間の顔なんです。なぜこれを意見具申したり、これを改めるといふことができないんですか。そういうことができなくて、中間市行財政集中改革プラン、市の広報では何十億の予算を削

減しますと出されてますよね。このことができなくて、このことがどうしてできますか。どこが管理してるんですか。管理しているところがなければ私は市長は遠慮することはないと思いますので、どなたかに指示をして書きかえなさっていただけますね。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今度私が機構改革いたしまして、課の統廃合をやりまして、私も見ますと、その機構構造も前のままで残っておりまして、そういうあたりでちょっと遅れた部分もあります。はっきりいいまして。

そういう中で、これはインターネット何かちゃスイッチひとつですべての今の最新の情報が得られるというのがもう一番のメリットでございまして、そういう中でそれはちょっとなされておりました。これは少し予算的なものがちょっとありまして、そういう問題じゃないよと、ここで少しその予算を、何ていいますか、ケチってもこのインターネットというその性質上、性格上そういうことは許されんということですね。ちゃんとそういうあたりは指示しているところでございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

削除はできたわけですね。市長のごあいさつは書かなくてもですね。ですから、こういうことの一つ一つの積み重ねが改革につながっていくわけですよ。こんなことは改革とかの以前の問題なんです。それぞれの職員の方が、ご自身の身の保全を考えているのか、わかってるけど黙っとくという体質なのか、提案箱もつくっていかれるということですけども、提案箱をつくらなくたって、こんなことははっきりできることじゃないでしょうか。

私はね。質問通告を出しましたから、あっ、そういうことでぱっと頭の回転のきく方だったら、ああそんなところはどうなっているだろうとかは思うでしょうけど、わかっても知らんふりしているのか、ほんと心が痛みます。

それから、私は3月のときに質問いたしましても、質問者よりやはり行政の方というのはちゃんと情報の提供、そういうことについての位置づけというのはぴしゃっとして下さるわけです。その位置づけをされてる方たちがどうして本会議のところではいい答弁をなさって、その後の対策をとられていってないというか、その体質を松下市長はどんどんかえていっていただきたいと思うわけですね。できるものとできないもの。スピードなんです。できる。残業してでもできることはすぐやるという必要だったら、そういうことでないといけないわけなんです。

私が3月に質問したときに、私の質問の中で議員ご質問の積極的市民への公表の提供で

は、交際費のこととか、それから、各種行政運営情報とか、そういうことをご答弁いただいておりますけれども、もう市長の交際費とか、町長の交際費なんていうのは、インターネットでもう流れている時代ですし、こうして柳川でも、それから、前原でも、もう遅いんでもありますが、こういうふうにやってきましたと、やりますということが載っているわけですよ。ほかの自治体でももう私が言うまでもございませぬ。助役のいらっしゃる春日市なんかはもう早い時期からされてるし、市長さんや議長さんの交際費なんていうのは、20万円とか30万円、残念ながら中間の議長交際費は17年度で県下で一番の使ったお金になっているわけです。一時、岩崎議長のときには下がってたんですよ。20万円くらいに。だから行革という中で交際費が上がっていったりするということが、やはり心して議会も行政もやっていかなければならないと思いますし、交際費の公表とかには一番市民が関心を持っているわけなんです。そういうことで直ちに組み込んでいただきたい。

それから、審議会なんかの情報につきましては、やはり黒板にきちっと書く。教育委員会の問題もちょっと例にとったんですが、やはり黒板に書くとか、きちっと下のですね。そして広報なんかでお知らせするというそういうことを直ちにやっていただきたいんです。お約束していただきたいんです。やれないことはないわけですからね。

ほんとね。本会議ではとってもいい答弁されて、この出前講座についても、佐々木議員が平成14年のときに取り上げてるんですよ。だけどそれをほんとに出前講座は必要ですよということを答弁されてるんですよ。大島市長が当時。それが具体化されない。そして今市長さんは、大いに出て行きますという。出て行きますという限りでは、やはりそこを取り巻く関係秘書官がやはり具体的なものをつくって、そして市民に出す。先ほどの税金だって身包み抜くようなことをしてほんとかわいそうなことなんですよ。ああいうことを堂々と350万円をあげますとか、公共工事については、もし談合があったときには、その業者については、もし中間であったときにはその業者については厳しい厳しいことをやりますとか、そういうこともなさらないで、落札率は物すごく高いわけなんですよ。小さな子どもには何の罪もないのに、350万円を予算の目標に上げていくということは私は許せない。

一生懸命徴収には走らっしゃると思います。ご苦労されてると思いますけれども、「元気な風がふく なかま」ていうのは、小さい子どもがおって、若者がおって元気な風がふくくんじゃないでしょうか。藤田市長からの「人にやさしい愛のまちなかま」それを継承した上で今日の「元気な風がふくまちなかま」ですよ。夏がもうきてます。それなのにこういうものが、退所させるとかという記事が公文書で出たら、どんなに心を痛めるか、悪質な方でなくたって、いろんな事情で保育料が滞納になったときがあると思いますよ。そういう人のことも考えたときに、言葉を選んで書くとか、そういうことにも配慮していただきたいと思います。

それから、落札率の方に移ります。時間がないので、この落札率についても引き

続きやらなければなりませんけれども、基本的なことができないで、公共工事のこのコストを削減していくためにはどんなふうにしたらいいかということも、そこまではいつてないからこういう文言にもならないでしょうね。

落札率だって、14年度から17年度までご報告いただきましたけれども、13年ですかね。私が分析したら、高い請負価格ほど落札率が高い、これが中間市です。下水道の工事でも、例えば、15年度、6,615万円、落札率98.4%、16年度、8,715万円、97.4%、17年度、7,575万円の事業、96.20%ですよね。道路改良工事でも15年度、9事業者で6億7,300万円の仕事を、落札率の平均が98.80%、16年度、これも96.7%、全土木事業の半分以上やっっているながらこういう状態ですね。土木事業で、川本建設が廃業なされた。そのときに受けたとき初めてこの道路改良事業の入札率は88.6%だったんですね。この川本建設は、廃業になってますけれども、4,933万9,000円でお仕事されてましたね。これ。

それで、落札率の結果で、競争原理が働いていないというのはもうおわかりいただけると思います。競争原理が働いていると思われませんか。契約課長、新しく、矢野さん、中間の公共工事は競争原理が働いているでしょうか。ずっと14年からこちらずっと改革なってきたとおっしゃられますけど、イエスカノーカ。

○議長（井上 太一君）

矢野契約課長。

○契約課長（矢野 卓雄君）

議員のご質問にお答えします。

基本的に我々は、というより私ども契約課は、法令に基づいて粛々と業務をやっております。この法令に基づいて各入札業務をやっておりますので、この法令に基づいた結果について、私どもがただ高い、安いと論ずるのは、制度そのものに対する否定ともなりかねません。また応札された業者に対する圧力ともなりかねません。したがって、私どもが高い、安いというのは少し差し控えるべきじゃないかと思えます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

矢野課長、業者が入札してその結果だから差し控えるとかおっしゃってますけれど、ほかの自治体では公共工事、全国市民オンブズマンが90%以上、刑事問題が起きたときには90%以上については談合の疑いがあるんだということをはっきり明記してたわけですよ。明記じゃない。されてるのがあります。そうやってきたときに、中間の場合は、今申しましたような落札率なんです。そしたら談合しているとかしてないとか抜きにして、この高い落札率を何とか安くして、良質な品物をつくっていただきながらコストを安くし

ていくという、そういうことに努力している自治体というのはたくさんあるわけです。

お隣の水巻、（発言の声あり）——あの、私の質問中ですので、（発言の声あり）水巻町の、水巻町は、行財政改革、新たにはばたく水巻の町で、行財政改革緊急行動計画事務事業の見直しで入札制度の見直しをやりますと、そしてここには入札制度の見直しで1億3,000万円を目標にしますということを書かれているわけです。

先日、水巻にも行って参りました。そしたら今年の10月からは制限付一般競争入札への移行をやりますと、そういうふうに担当課は言われたんですね。そういうことで水巻は、去年の10月から指名競争入札の中でも入札業者をたくさん入れることによって、競争性が出てきて、最低制限価格で抽選でしなければならない。抽選で業者を決めると、そういう事例ももう何件も出てきているわけなんです。

そして、私が調べたここでも、例えば、阪南市ですが、12業者でもって、今年のインターネットで見ましたら、予定価格4,200万円の下水道の事業が最低制限価格で12社が全部——14社ですね。そしてこちらの3,500万円の予定価格についても最低制限価格13社で抽選というそういうことになっているわけです。ですから、これはどこかに問題があるのではないかということを書きつつ精査する必要があるんじゃないですか。その責任があると思いますが、このまま相手が入札を書くんだから行政には責任がないということでは私はすまされない。

最初の質問通告の壇上での質問でもさせていただきましたように、いたるところで今このことを中心に改革が進められていっているわけなんです。大きな柱として。それなのに、私が5年間の結果を聞き、さらにその中身といえば、こういうことで安い仕事が、低い仕事が高落札ならまだわかるけれども、高くなればなるほど高落札ということに問題があるんじゃないか、本当に競争が働いているんだろうかといってるわけなんです。それなのに矢野課長の答弁はこういうことだったですよ。

市長、17年度だってね。ここ見ましたら、最低入札でたった2件なんです。これはたった365万円、2件足しても、後はみんな1回でもって落札していったるわけなんです。市長、やはりこの相手が入札することだから行政が責任がないということじゃないです。市民の税金でもって仕事を、事業をしているわけですから、どこに問題があるか、どうすればどうなっていくか、だから長野県なんかでも知事がかわって、どんどん改革して、そして業者を守りながらも改革していったるわけです。そういう自治体がいっぱいあるわけなんです。

私が先日みましたら、兵庫県の播磨町もやはりそういうことで改革していったるわけです。改革委員会が行政の中で出し合わなければ、職員が、民間を入れてどうすれば改革していけるかということを書きしななければならないと思いますが、市長、いかがでしょうか。

市長はよもや矢野課長のように、相手が入札したことです。矢野課長、笑い事じゃ

ないですよ。責任がないということは、市長ですからそういうことはお答えにならないと思います。やはり改革されると思いますが、いかがですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほども申しましたように、私どもは今までやることはほんとにやってきました。まだ県下でもこういうふうな中間市までのレベルに達してないところいろいろあるわけでございます。そういう中で、これは私の助役時代からの話でございます。少しずつ改革してきて、今現在に至ってるわけございまして、先ほどちょっと川本建設さんやったですかね。話ありましたように、そういうふうな廃業されたと言うそのお話、無理してとられたかもしれませんし、これいろいろな問題あるかと我々も思っております。その中で、先ほどご報告を申し上げましたように、年々建設工事しかり工事量がちょっと減ってきております。中間市もですね。そういう中で業者の方も請け負いされる工事の件数も随分減ってきておりますし、一本一本出てきたときには、昔であればこっちで損してもほかのよそで受けた事業でもうけりゃいいわいというふうなそういうこともあったかもしれませんけども、今は1本とるのに皆さん方も必死な部分がある。さりとて今みたいな大変厳しい経済状況の中で赤まで出して、しかし自分の会社でやれるぎりぎりの線で皆さん応札されると、そんなふうには理解しているわけございまして、その結果がそういうふうな結果になっとるんだらうと思っております。皆さん方は大変厳しい状況の中で、自分の会社ができる範囲で一生懸命計算されて出した結果がそんなふうになっとるというふうな思いがありますけどね。

○議長（井上 太一君）

中家議員、名前をまだ呼んどりませんよ。

○議員（1番 中家多恵子君）

水巻では、制限付の一般競争入札に移行されるということですよ。中間でもできないはずはありませんので、一定の金額を決めてそういうふうな取り組みをなさいますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

それはまだ中間市には少し中間市の現状にはちょっとそぐわんという部分もありますんで、しかしながら今後の検討課題とはなるかとは思っております。

○議長（井上 太一君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後 2 時 37 分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2. 第 36 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 2、第 36 号議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第 36 号議案は、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、所管の建設水道委員会に付託いたします。

日程第 3. 第 37 号議案

日程第 4. 第 38 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 3、第 37 号議案から日程第 4、第 38 号議案までの条例改正 2 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております条例改正 2 件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより条例改正 2 件を順次採決いたします。議題のうち、まず第 37 号議案中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を起立

により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第39号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第5、第39号議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第39号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総務文教委員会に付託いたします。

日程第6. 第40号議案

日程第7. 第41号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第6、第40号議案から日程第7、第41号議案までの条例制定2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例制定2件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第8. 第42号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第8、第42号議案中間市土手ノ内公営住宅新築工事請負契約についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

この土手ノ内公営住宅新築工事、設計業者や設計価格、予定価格、最低制限価格を教えてください。そして入札参加業者の数は7社中黒瀬建設が辞退されたと先日報告されましたが、理由がわかっておれば、わからなければそれで結構です。

そして、またこのそれぞれの会社の入札金額と落札率はどのようになっておられるのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（井上 太一君）

矢野契約課長。

○契約課長（矢野 卓雄君）

落札率でございますが、98.16%、工事設計価格が2億1,822万8,850円、最低制限価格でございますが、1億6,543万2,000円、最終的な落札金額が2億300万円でございます。

それから、黒瀬建設さんの辞退については、これは会社側の都合、人員が確保できなかったということであったように記憶しております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

それぞれの会社の入札金額ありますね。それと落札率。それぞれの会社のですね。

○契約課長（矢野 卓雄君）

それぞれの入札表について手元に現在持っておりませんので、後ほど議員の方に提案いたします。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

これだけの大きな事業を議会の議決を経ないといけないときに、それぞれのものについては議会の方に持ってきておりませんので、後ほど議員とおっしゃられますけど、これは議会に対して議会で尋ねているわけですから、やはり議場でもって、きちっと説明をしていただきたい。それができるまで私は待ちます。（「議事進行」の声あり）

即決でなければいいんですけど即決でしょ、今日は。

○議長（井上 太一君）

即決です。

○議員（1番 中家多恵子君）

即決でしょ。ですから、それは当然お持ちじゃないかと思しますので、（「持ってないというたらしょうがない」の声あり）

○議長（井上 太一君）

契約課長。

○契約課長（矢野 卓雄君）

業者の名前はわかりますが、先ほども言いますように、入札書の控えは持ってきておりませんので、後ほどご報告いたします。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

私はこのことの賛否を問うのにもきちっと態度を示さなければならないわけですよ。ですから、他社はどういう形で入札に参加されたのか、参加したのか、議員として当然知る必要があるわけですから、後ほどという問題じゃありませんから。矢野課長、あなたは直ちに控え室に職員もいますし、電話もあるわけですから、現場に持ってきていただくように指示してください。市長、お願いします。

○議長（井上 太一君）

矢野課長。

○契約課長（矢野 卓雄君）

はい、わかりました。早速部下に指示いたしますので、少々お待ちください。

○議長（井上 太一君）

暫時休憩いたします。

午後2時43分休憩

.....

午後2時48分再開

○議長（井上 太一君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

中家議員の質問がございましたけども、これはこの第42号議案というのは、公営住宅新築工事の請負契約についてでございますが、もう業者が落札してその契約についてどうかということだけの議案でございます。ですから、中家議員の質問をかんがてみますとちょっとこの議案の趣旨からずれてるような感じがします。ですから、矢野課長、契約課長申しましたように、後で中家議員が必要とあらば、契約課長に申し出て資料をいただいでください。それでいいですか。それじゃ答えてください。契約課長。

○契約課長（矢野 卓雄君）

お答えします。どうも申しわけございませんでした。永野組ですかね。落札したところが、2億300万円、次に山藤建設、2億550万円、次に、株式会社井上組、2億380万円、倉重工業株式会社中間支店2億400万円、平成建設株式会社中間支店2億430万円、永野建設工業株式会社中間支店、2億330万円。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第42号議案は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

私は中間市土手ノ内公営住宅新築工事の請負契約について反対討論をいたします。

今回の説明で落札業者永野組が98.16%で落札され、そして他社についてもそれぞれの金額が出ましたが、落札率でいうならば99.4%の、入札ですね。入札をされてる業者がいらっしゃいます。

この不景気で大変な時代、少しでも市長もおっしゃられましたように、仕事があればという業者がいらっしゃる中で、私はこの数字からみて、先ほど下水道で他地区のことを述べさせていただきましたように、三千数百万、水巻でも数百万でも最低制限価格で入札をされてる結果が見受けられるわけなんです。そうした中で、指名業者に選ばれながらも100%、予定価格いっぱいに近いところで入札価格を書くというそれはこの入札に参加をしてない業者にしてみれば、自分の会社も入札に参加させていただけたらもう少し低い価格で入札したいとかいろいろあろうかと思えます。

しかし、今回の業者選定でも他市町村ではたくさんの指名業者とはいえ、指名入札とはいえ10社とか15社とかしているところがたくさんあるわけです。そうした中で1社は辞退する。そして残ったところは6社ですか。去年の土手ノ内の新築工事の参加業者よりは少ないんじゃないでしょうか。私の記憶違いかもわかりませんが、去年はもう少しあったようにあります。

そういうことで、私は本当にこの仕事に対する競争が働いていたんだろうかということ疑問に感じたわけです。かつて私はここで公共工事について質問を何度かしました。

15年の9月24日の新聞を指し示したのをご記憶いただいていると思いますし、また公共工事に詳しい前田邦夫富士大名誉教授についても知っていらっしゃる担当課長はいらっしゃると思いますが、この前田邦夫教授の言ったことをそのままここで読み上げさせていただくならば、落札率が98%以上なんて統計上あり得ない。落札率が低ければ自治体は当初の見積もりも安く発注できたことになり、工事の節約につながる。逆に落札の高さは十分な競争が働いていないことをうかがわせるという記事を新聞で読みました。

こういうことから、私は中間市のこういう公共工事に対して地場の企業を守りながらも市民からお預かりした税金に対して真摯に受けとめてそれぞれの仕事をしていただきたい。おのずとそうなりますと、公共工事の入札、そしてまた物品、そしていろんな面での仕事に対する取り組みも違ってくると私は期待するわけです。

そういうことで今回のこの新築工事請負契約には反対いたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第42号議案中間市土手ノ内公営住宅新築工事請負契約についてを起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 第43号議案

日程第10. 第44号議案

日程第11. 第45号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第9、第43号議案から日程第11、第45号議案までの議案3件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案3件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより、議案3件を順次採決いたします。議題のうち、まず第43号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

全員起立であります。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第44号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

全員起立であります。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第45号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少についてを起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

全員起立であります。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 会議録署名議員の指名

○議長(井上 太一君)

これより、日程第12、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において山本慎悟君及び掛田るみ子さんを指名いたします。

○議長(井上 太一君)

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後2時58分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 山 本 慎 悟

議 員 掛 田 る み 子

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員